

第四百十五回国
会

参議院財政・金融委員会會議録第一号

平成十一年二月四日(木曜日)

午前十時開会

委員氏名

委員長 勝木 健司君
理事 石渡 清元君
理事 金田 勝年君
理事 伊藤 基隆君
理事 益田 洋介君
理事 池田 幹幸君
理事 石川 弘君
理事 岩井 國臣君
理事 片山虎之助君
理事 西田 吉宏君
理事 林 芳正君
理事 日出 英輔君
理事 平田 耕一君
理事 浅尾慶一郎君
理事 広中和歌子君
理事 峰崎 直樹君
理事 浜田卓二郎君
理事 笠井 亮君
理事 三重野栄子君
理事 星野 朋市君
理事 菅川 健二君

出席者は左のとおり。

委員長

勝木 健司君

理事

石渡 清元君
金田 勝年君
伊藤 基隆君
益田 洋介君
池田 幹幸君

委員

岩井 國臣君
加納 時男君
片山虎之助君
岸 宏一君
林 芳正君
日出 英輔君
平田 耕一君
脇 雅史君
浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君
峰崎 直樹君
浜田卓二郎君
笠井 亮君
三重野栄子君
星野 朋市君
菅川 健二君

委員の異動

二月三日

辞任

石川 弘君

補欠選任

脇 雅史君

二月四日

辞任

西田 吉宏君
脇 雅史君

補欠選任

加納 時男君
岸 宏一君

衆議院議員

大蔵委員長

大蔵大臣

政府委員

事務局長

大蔵省主税局長

常任委員会専門員

村井 仁君

宮澤 喜一君

尾原 榮夫君

吉田 成宣君

参考人

日本銀行総裁 速水 優君
日本銀行副総裁 山口 泰君
日本銀行理事 黒田 巖君
日本銀行理事 引馬 滋君
日本銀行理事 小畑 義治君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○国政調査に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件)

○平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(勝木健司君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、石川弘君が委員を辞任され、その補欠として脇雅史君が選任されました。

○委員長(勝木健司君) 理事の辞任についてお諮りいたします。

伊藤基隆君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(勝木健司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(勝木健司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(勝木健司君) 国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、財政及び金融等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(勝木健司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(勝木健司君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に日本銀行の役員を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(勝木健司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(勝木健司君) 財政及び金融等に関する調査を議題といたします。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件につ

○参考人（遠水優君） お答えいたします。

天下の流れにつきまわしい御質問をいただきまして、私どもの考え方を言わせていただける、大変ありがたいと思います。

新日銀法が施行になりまして、金融政策の独立性というものが名実ともに確立されたわけでございます。あわせて、政策及び政策決定過程の透明性といえますかアカウンタビリティ、そういうものを高めていくことが私どもの新しい重要な責務になっております。これは戦後五十年余りにわたって戦時立法であった旧日銀法のもとで私どもは業務を続けてきたわけでございますけれども、文字どおり時代の節目に新法が施行されたということは私どもにとっては大変ありがたいことであつた、国会には本当に感謝申し上げなさいけないというふうに思っております。

日銀法の改正論議が始まりました。当時は、我が国の社会の変容、国際化のうねり、そういった中で、これまでの経済の仕組みとか取引慣行などが厳しく問われ始めたところとちょうど符合しておつたわけでございます。いわば我が国全体が時代の節目を迎えたというところであつたと申すことができるように思います。

私自身のことになりますけれども、私は一九九一年から九五年までたまたま経済同友会の代表幹事を承りまして、そのときに財界のリーダーの一人として初めから言い続けましたことは、ペルリンの壁が崩れて世界経済全体が大変革を起こす、グローバル化が起きている、ボーダーレス化が起きている、しかもメガコンペティションといえますが、世界全体が競争し合っていくことで一つの市場になっていくんだ、そういう中で我々も改革をしなければいけないが、その前提として政治改革あるいは行政改革、小さな政府といったようなことをぜひ実現させていただきたいということを時の政府にも随分申したつもりでございます。

日本経済にとりましては、これまでのいわゆる行政指導を中心とした経営でなくて、創造的な経営への自己革新ということをやっているんじゃない

いかということを経界に強く呼びかけてきたわけですから。そのかわり、やはり自己責任なんだ、市場でのリスクテイク、競争での勝ち負けというのは資本主義経済では当然つきまとうものなんだと、そういうことを言い、かつ日本銀行に対しては惜まれ役に耐えてくださいというのを申し立てきたつもりでございます。

図らずもそういうことを言ってきた私に、たまたま日銀法が変わります、施行になる日と相前後して総裁の重任を負わせていただくことになりまして、それこそ私が今まで申してきたように、日本銀行は新しい経済に対応できるように自己改革を行っていくべきだという決意を持って過去十カ月仕事をしてまいりました。

日銀もまた例外ではなくて、政策運営面だけでなく、組織運営面でも新しい社会の要請に対して厳しく自己改革でこたえていかなければならないという認識を皆持っております。確かに新日銀法という入れ物ができたわけでございますから、その中身を実質的にどう変えていくかということは私どもの努力いかんにかかっているように思います。既にこれまでも金融政策運営の透明性の向上とか内部管理面での見直しとか、いろいろな改革に着手しております。その作業は急がなければならぬと思っております。

私の座右の銘として、ある神学者の有名な言葉があるんですが、神よ、変えることができるものは変えていく勇氣を、変えられないものはそれを受け入れる冷静さを、そして両者を見分ける知恵を私にお与えくださいという、これを私は座右の銘にいたしております。常にこの言葉を旨として、よりよい日本銀行をつくるべく、職員にも同様の気持ちを持ってほしいということを願ひながら努力を重ねていきたいと思っております。

お答えになっていかどうか知りませんが、私の決意を言わせていただいた次第でございます。
○岩井國臣君 日銀法の改正が一昨年の六月に行

われました。施行は本年度、つまり平成十年四月一日からということでございますけれども、御承知のように、新日銀法そのものは平成九年六月十一日に参議院で可決されまして、七日後の十八日に公布ということであつたわけでございますので、新日銀法が公布されてから施行されるまでのその間に、現職課長の逮捕劇、現職理事の自殺などの問題が起ころうとします。一連の不祥事と日銀の再生がほぼ同時期に起ころうとします。

私はこれは偶然ではない、偶然的出来事ではないというふうに思っております。歴史的と言つては大げさかもしれませんが、時代の流れから日銀は変わるべきときに来た、日銀は変わるべくして変わるんだ、私はそう思います。一連の不祥事もそのために起ころうとした、そう考えないと鴨志田さんは死んでも死に切れませんよ。しかし、日銀は必死になつてどのような改革に取り組んでおられるのか、実は私なんかにはよく見えなところがあるんです。

速水総裁、日銀は必死になつて諸般の改革に取り組んでおられると思うんですが、吉沢課長の逮捕劇以降のような改革に取り組んできておられるのか。問題を接遇問題とかあるいはレポオベの銀行選定問題などの、言うなれば表面に出た問題だけに矮小化しておるというようなことはございませんでしようか。人事なども含めて全般的な改革に取り組んでいかなければならないと思うわけでございますけれども、その辺はどのようなようになっておりますでしょうか。

○参考人(速水優君) 私どもの方では、新法に基づきまして、先ほど申し上げましたような認識のもとに、三つの改革の柱を持って今進めつつあるわけでございます。

第一の柱は、質の高い仕事をタイムリーに実現していくために、人事、組織面で職員に働きがいのある環境を整備していくとともに、高い成果に対して正当に報いるということを念頭に、人事、給与等の改革を実施いたしております。

第二は、政策・業務運営における透明性という

ことでございますが、公正な職務の執行という点では服務準則や日本銀行員の心得を制定いたしました。その遵守を確保するために規律委員会というものを設けますとともに、接待をめぐる先ほど御指摘の事件等、苦い経験を踏まえて、コンプライアンス委員会というものを設置いたしまして、法令遵守の観点から業務運営体制全般を見直していく作業を行っております。

三本目の柱は、透明性の向上という点では、政策・業務関連事項だけでなく、給与等の支給基準の制定とか、あるいは保有資産の見直しとか、そういった内部関連の事項につきましても、政策委員会が決定した事項は原則としてすべて開示するというを行っております。

私どもでは、今後ともこうした改革努力を続けていくことによりまして、よりよい日本銀行を実現してまいりたいというふうに考えております。個々の件につきましては、御質問に応じてこれから答えてまいりたいと思っております。

○岩井國臣君 最近また日銀の支店長宅の問題とか、各地にある福利厚生施設の問題なんかマスコミで取り上げられてきております。これをどういうふうにかけるのか、私自身はちょっと判断に迷うところが実はあるわけですが、日銀は特にいい人材を集める必要がございますね。だから、そういうための必要なものはやはり必要だというか、しかしかくかくしかじかではどういふうに必要なんだとはっきり言うべきことは言うべきではなからうか。国民に対して十分説明をし、納得ができるようにしていく必要があるんじゃないか、そんなふうに思っています。

この点につきましてもどのようにお考えになっているのか、もし差し支えなければ現時点での考え方というものを述べていただければと思います。
○参考人(引馬滋君) 先生が御発言なさいました人材の確保という点でございますけれども、これに関連してはやはり働きがいというものが非常に重要な要素であらうというふうに思います。この点で言いますと、一つの大きな要素というのは

やはり中央銀行に対する国民の理解、ひいては国民からの信頼というものが確保されているということが何より大切だろうというぐあいに考えております。

こうした点を念頭に置きまして、今回私も決定いたしました保有資産の見直しという点をどのように関係づけ、考えるかという点でございますけれども、この点につきましては、私も日本銀行の公的な性格というのにかんがみまして、国民の皆様から理解が得られる資産保有のあり方とは一体どうなのかという点を重視いたしました。ほか、業務上の必要性あるいは職員の福利厚生面からの必要性等々も念頭に置きまして、是非は非という基本的なスタンスで総合的に検討したということでございます。

その結果、支店長舎宅につきましてはマンション等へ切りかえていく、あるいは複利厚生施設については保養所、運動場はすべて廃止するということが適当であろうというぐあいに考えまして、そのための調整を開始することとしたわけでございます。

こうした措置といたしましては、いずれも私どもの大事なテーマでございます適正かつ効率的な業務の運営というものを実現していく、そういうものを目指して私も今さまざまな改革努力をやっているわけでございまして、今回の措置はその一部にすぎないわけでございすけれども、こうした措置をとることによりまして、国民の皆様から日本銀行への信頼、ひいては信託というものが確保されるであろうというぐあいに考えております。こうしたことが先生御発言の御趣旨の私どもの人材確保の面にも必ずやプラスに寄与するであろう、このように考えているということでございます。

○岩井國臣君 昨年、あれは十二月に入っていましたかね、財政・金融委員会で行われました日銀総裁の報告、新日銀法になって初めての国会報告だったわけですね。通貨及び金融の調節に関する報告書、この報告書が十一月二十七日に国会に提出

されたわけですね。

以下、私はこの報告書を単に報告書と呼びますけれども、従来は年に一回でよかったものが、今回、新日銀法によりまして年に二回報告書を国会に提出しなければならぬというふうになったんですね。年に二回、おおむね六カ月に一回ということになるわけですね。四月に新日銀法が施行になりましたので今回は十一月の報告ということになった、そういうことだろうと思っております。

山口副総裁にお聞きいたしますが、今回の報告書が今までと大きく違うところはどこでしょうか。報告書の書き方は、それから欧米の中央銀行のそれと比べて報告書の書き方は、それからお感じになつていのか、あるいは今回の報告書の作成で苦労された点はどういうところがあったのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○参考人(山口副総裁) お答え申し上げます。旧日銀法のもとでの国会への報告、それから新法に移りましてからの報告につきましまして、先生から制度的な面での御指摘がございまして、そのとおりでございます。それにのつとりまして、今回お手元にやや分厚い報告書を提出させていただいた次第でございます。

今度の半年に一回の報告書の特徴というのを一言で申し上げますと、やはり金融政策の運営に絞ります。どういう政策を決定したのか、それから決定に至るまでの考え方やプロセスというのはどういうことであつたのか、それから賛成意見、反対意見というものはどういふものとして提出されたのかというふうなことをできるだけ国民の前に明らかにさせていただくという、この点でございます。半期報告書の後の方に議事要旨というものがあるんですが、それを御読みになれば今申し上げたようなことが御理解賜れるのではないかと存じます。

それから、御質問の中で欧米などの中央銀行の報告書と比べてどうかという点がございまして、こういうそれぞれ別の国の実情に応じまして議会報告などをやっておる中央銀行はほかにもござ

いまして、そういう前例を大いに参考にさせていただきまして、私ももといたしましては、国際的に見て遜色のないものをつくれるようにということでできるだけ努力をしたつもりでございますが、できればこれにつきましては先生方、委員各位の御判断にこれはむしろゆだねさせていただきますたいと思っております。

それから、どういう点で苦労したのかというお尋ねもございました。何と申しても今回は新日銀法のもとでの最初の報告書を提出させていただいたということ、最初の試みでございまして、新法の求めるところにできるだけ沿うように努力したつもりでございます。それは透明性をもつて私どもの考え方を国民の前にできるだけ簡明にかつ十分に説明をさせていただきたいというところに意を用いたつもりでございますが、何分最初の試みでございまして、またいろいろ今後御意見などを賜りながらできるだけ改善に努めてまいりたいと思っております。

○岩井國臣君 日銀法の改正のねらいは日銀の独立性と意思決定の透明性を高める、そういう点に あつたかと存じます。その点では、政策委員会の大蔵省代表の委員、経済企画庁代表の委員が廃止されました。そして日銀副総裁の二名が加わりまして、一応その点で日銀の独立性が高まったと言えるのじやなからうかというふうに思います。そして、ただいま山口副総裁が御説明なさいましたように、今回の報告書におきまして金融政策決定会合の議事要旨がきつちりと報告されておる、ずつと。私も読ませていただきました。日銀の意思決定の透明性が高まったというところは間違いないところかと存じます。大いに評価できるところでございます。

しかし、この報告書を見ただけではよくわからない点がございます。金融の専門家でない私のような者にも理解できるようにするには何か副読本的なものも要るのかなとも思つたりしておりますけれども、それはともかくといたしまして、せっかくの機会でございますので、私自身の勉強の意

味もございすが、ざつとばらんにこれから若干の問題について質問させていただきたいと思ひます。

昨年九月の金融緩和措置の際にお出しになりました「金融市場調節方針の変更について」という対外的に公表された文書がございまして。そこには景気の回復と金融システムの立て直しについて関係各方面が一丸となって取り組み、そして強化を図る旨期待するという日銀としての期待表明がなされております。この辺についてもう少し具体的に説明していただきたいというふうに思います。どういう機関がどういうことをやればいいのか、どういうことを期待しておられるのか、またこういうことにつきましまして関係機関にどのように日銀としての指導をそれ以降なさつておられるのか、これも山口副総裁にお聞きしたいと思ひます。

○参考人(山口副総裁) お答えさせていただきます。昨年九月の金融緩和措置につきましては、当時、金融経済情勢が悪化を続けておりました、かつ八月にロシアの金融危機というものが勃発いたしました。国際的な金融・資本市場の不安が一気に高まる、こういう状況にございまして、我が国の経済がいわゆるデフレ的なスパイラルに突き進んでしまふことを極力防止したいというふうなことを念頭に置いて講じた措置でございました。

ただ、ただいま申し上げましたような当時の経済全体の状況というのは、ただ単に金利を若干下げる、あるいは流動性を潤沢に供給するというところだけでもって食いとめるというのとはなかなかこれは容易ではないというふうにも私も考えております。といたしましては、経済の悪化の背景に、当時から指摘されておりましたように、残念ながら金融システムの弱さというのがあるという点で影響を及ぼしているということがあつたと思ひますし、その他日本経済のもろもろの構造問題というのを経済情勢の悪化の背後にはあつたと

いうふうにかえられたからでございます。

したが、いまして、御指摘いただきましたように、関係各方面が丸となっていうふうには私どももなりの期待を表明させていただきますのは、例えば財政面からの経済のサポートでありますとか、あるいは金融システムの立て直しでありますとか、さらには構造改革に向けたさまざまな取り組みなど、そういう日本経済を強くしていくための総合的な動きというのがやはり必要であろうと考えて、それに向けての期待を表明させていただきますということでございます。

一例を申し上げますと、そうした観点に立ちまして、例えば金融機関に対してもデリスクロージャリーを強化してほしいとか、あるいは不良債権の処理をスピードアップしてほしいとか、そのような期待を表明してまいったところでございます。

○岩井國臣君「シークレッツ・オブ・テンブル」というアメリカの中央銀行のことを書いた本がございまして。なぜ中央銀行の建物が非常に古色蒼然としていかめしいたすまいをしておるのか、そんなことが書いてあるんですね。中央銀行というのはある種の権威がないと通貨が守れない、そういうことのようなんです。その本はそう言っている。私はそういうことがあるんじゃないかなと思うんですね。権威とか神秘性、こういうものはやっぱり大事なんですね。

今を時めく哲学者で中村雄二郎さんという方がおられますけれども、宗教と科学ないしは芸術と科学、そして神秘主義と合理主義、そういった一見相反するものの統合というものがこれから二十一世紀における大きな課題だ、そうおっしゃっておるんです。中村さんによりますと、それをなし得るのはリズムと共振、ハーモニーですね、そうおっしゃっておるんです。

その辺はちょっと横へ置まして、私なりに翻訳して申しますと、どうも二十一世紀は共生、コミュニケーション、連携、そういう三つのキーワードかなと思ったりするんです。この話をし出して

すとい切りのがないので横へ置きますけれども、いずれまた機会があったらやらさせていただきます。

要は、二十一世紀はコミュニケーションの時代なんですね。中村先生はリズムだとおっしゃっておるんですね。権威というものは茫漠としたものだと思います。権威というものは茫漠としたものだと思います。中央銀行にはそういう権威というものが必要だと思いが、かつコミュニケーションというものも必要だと思っております。

中央銀行としての日銀は引き続きある種の権威というものが必要だと思っております。そして、今お述べになりました国民とのコミュニケーションを深めていかなければならない、そういうことだろうと思っております。それは関係機関とのコミュニケーションだけでなく、国民一般とのコミュニケーションというものを今後十分意識していただきたい、そう思うわけでございます。アカウントビリティを果たすということによりまして透明性が確保されるわけでございます。

しかし、そのことと独立性とはある程度矛盾する面があるようなんです。透明性と独立性、矛盾する面があるようなんです。ドイツ連銀などの例を見てみると、独立性は高いけれども必ずしも透明性は高くないというように言う人もあります。独立性を保ちながら透明性を高めていくということはそう簡単なことじゃない、容易なことじゃない、なかなか大きな課題だろうと思っております。これも中村雄二郎さんじゃないけれども、統合の問題だと思っております。河合雄雄さんの言われる矛盾システムというのがあるんですね。私もそうじゃなくて、中村雄二郎さんの言われる統合システムでこれから我々は生きていかなければならないのじゃないか、こんなふうに思っております。

そこで、そういったことと関連いたしまして質問させていただきますが、アカウントビリティについて日銀はどのような取り組みをされようと思っておられるのか。中央銀行としての権威という

ものを保ちながらどうアカウントビリティを高めていくのか。これはなかなか難しい問題でございましてけれども、お答えいただければと思います。

○参考人(山口素君) たいま御指摘ございまして、確かに独立性と透明性の関係はどう考えるのかというの実は各国の中央銀行によって若干考え方の食い違いみたいなものもございまして、それは御指摘のとおりだと存じます。

日本銀行はと申しますと、冒頭に速水総裁から申し上げましたような時代認識のもとで金融政策について、独立性を与えられた以上は、国民の皆様方に対して十分にアカウントビリティを高く保つていなければいけないというふうに考えております。独立性とアカウントビリティというのはそういう意味では表裏一体をなしている概念であらうというふうに日本銀行では考えております。そのアカウントビリティといひますのは、恐らく一般的な理解では金融政策の決定の考え方でありますとか決定のプロセスにつきまして十分に機会を設けて説明をさせていただくということだと存じます。

以前から日本銀行ではさまざまな機会でそういうことに努めてきたつもりでございますけれども、法律も新しくしていただきました、新法のもとではますますアカウントビリティでなければいけないという要請が強まっているというふうに認識しております。

そういう意味で、いわば新法下の目玉といひますか、それを申し上げますと、金融政策につきまして半年に一回国会に報告書を提出させていただきまして、例えばこういうふうな場でまとめた時間を与えていただき、私どもの考え方について御質疑をちょうだいするというようなことが一つございまして。

またもう一つは、金融政策を決定する会合というのを定期的に発行しておりますけれども、その会合が終了しましてから約一カ月ぐらいたったところで議事の要旨というのを公表させていただいて

おります。これは、要旨という名前ではございましてけれども、その中でなぜこういう政策決定に至ったのかという議論の流れははっきりとわかるように意を用いていづるつもりでございます。おかげさまでマーケットの中あるいはその他におきまして比較的これは好評を得ている要旨であるように思っております。

もちろんこれで足れりということではございまして、引き続きアカウントビリティを高めることができればというふうに努力してまいりたいと思っております。

○岩井國臣君 既に講じられてきました金融緩和措置に比しまして、今回の措置による影響は比較的小さいのかもしれない、そんなふうに思いますが、ここでは今まで講じてこられませんでした金融緩和措置について質問させていただきたいと思っております。

公定歩合でございまして、一九九〇年八月には六%だったんです。パブルが崩壊いたしました。九一年七月に五・五%に引き下げられました。以降、数回にわたり引き下げられまして、九三年九月に一・七五%、そして九五年九月八日について今の〇・五%になったんですね。

このような異常な低金利、しかも長期間続いているという状況は、他の資本主義諸国、また歴史の上も余り例のない極めて異常な事態ではないかと、思っております。この異常な低金利を政府、財界が維持しているのは、一つにはアメリカからの強い要請があるという向きがあります。

アメリカにとつて日本からの資本流入を増加あるいは拡大させるためには絶えず日本が低金利であることが望ましいわけでございまして、このことでアメリカの株式市場の高水準維持が可能となっているんだ、こういったまことにうがった見方に対しては、日銀としてどう説明されるのかというのとはちょっと問題があるんですが、時間がなくなってきたのでこれはやめます。私は結果と目的を混同するような議論はおかしいと思っております。ですから、今こういう批判は当た

らないというふうに出ております。

もう一つ、日本の金融機関が抱えている巨大な不良債権に対する救済策として行われているのではないかと、こういう見方がございます。異常な低金利であれば銀行は預金者へ利息をほとんど払わなくていい。これも結果だけをちよつとつまみ食いしたようなまことにうがった見方だという気もするのでございますが、日銀はこういう見方に對してどう説明するのか。アカウシタビリティーがあるんですね。これにつきまして、山口副総裁がいろいろいっているか、どなたでも結構ですが、このとおりなのかどうかというのをちよつと説明していただきたいと思います。

○参考人(山口素夫) 先ほど、昨年九月の金融緩和措置に即しまして当時の私どもの考え方を申し上げましたが、それはデフレスパイラルに経済が突き進むことを極力防止したいという趣旨によるものでございました。これは一例でございまして、ここ数年間私どもがとってまいりました金融緩和策というの、あくまでも経済全体をできるだけいい形に持っていきたいと。それは日銀の使命に即して申しますと、物価の安定を前提にして持続的な経済成長を実現していきたいということになるわけでございまして、それを目的とし、趣旨を趣旨として運営してまいりましたつもりでございます。銀行の不良資産問題に的を絞って、銀行収益を支援するというようなことでこういう政策を続けてまいったということでは決まっております。

金利低下の銀行収益についての影響というのはいろいろな計算ができると思ひます。金利が下がりますと金利が上がるという資金の利ざやが拡大するとかあるいは債券の価格が上昇いたしますので、そういうさまざまなチャネルを通じて銀行収益が増加するのは事実でございますけれども、それはいづれ一過性のものとして終わる性格のものでございまして、実際に全国銀行のいわゆる業務純益というその時々収益を比較的に正確に反映する指標をとってみますと、九五年度以後に

なりましますとむしろ減少傾向になってきております。

そういう意味で、預金金利の低下あるいは金利全般の低下は利ざやとして金融機関の手にそのままとどまっておりますというふうなことではございませんで、貸出金利が下がり企業がその恩恵をこうむるとか、あるいは住宅ローンを利用なさる家計の方々にしては住宅ローンの金利負担が軽くなるかと、そういうような形で金融負担の減少につながっているというふうなことを通じて、私どもではそういうふうなことを通じて経済全般に對していい影響が及ぶということを期待して今日の政策をとっている次第でございます。

○岩井國臣君 大分時間がなくなってきましたのではしよっていきませんが、要するに現在の超低金利政策が国民生活に及ぼす影響、やはりもつと苦渋の選択であるというところがわかりやすく伝わる、そういう説明をぜひお考えいただきたいと思うんです。それはお願いだけしておきます。

それからもう一つ、きょうの新聞にも出ておりますが、日銀の国債の直接引き受けの問題、長期金利が特に上がってきておる、これが景気の足を引っ張るんじゃないかと。そしてまた、アメリカとの金利の差が少なくなってきた、要するにアメリカへの資金のフローが細っていくのではないのか、アメリカのパブルがそれではじけるんじゃないか、大変なことだという議論があります。

この問題は大変な議論でございます。ちよつと質問をしようと思つておつたんですけれども、時間もなくなつてきましたし、これはちよつとこつと話をしようという問題じゃないので、また予算委員会その他別の場で議論をさせていただくということにして、これは飛ばします。

それでもう一つ、ちよつと大事な話ですが、物価の番人と言われておりますように、物価安定というものがやはり日銀の最も重要な役割なんですね。そして、この場合大事なことは、ここ数年物価は下落傾向にあるのでございますが、そこは

やっぱりデフレの心配が出てきておるのではなからうか。物価は安ければよいというわけにもいかぬわけですね。

そこでお聞きしたいわけですが、日銀は物価の現状というものをどのように見ておられるのか、そして物価の安定は達成されているのかどうか、それともデフレと見ておられるのかどうか、その辺をちよつとお聞きしたいわけでありま

す。

○参考人(黒田盛君) お答えいたします。物価についてでございますが、消費者物価を見ますと、生鮮野菜がところどころ値上がりしております。また、消費者物価は前年比で見ると最近下落でなく上昇しているという状況でございます。一方、生鮮野菜を除いた基調的な消費者物価と申しましよるか、こういったものは小幅の下落傾向にあるというふうに申し上げてよろしいかと思ひますが、これまでのところ、その下落のテンポはどんどん加速していくというような状況にはございません。

ただ、国内経済の需給ギャップは依然大きいという状況にございます。また、賃金も下落の傾向にあるわけでございます。また、昨年秋季以降、円高も進んでいるわけでございます。

こうした状況を踏まえまして、先行きにつきましては、物価の下落が加速しながら経済が収縮していくというふうないわゆるデフレスパイラルと申しましよるか、そういった状態に陥るリスクも完全に排除できない、頭の中に置いておかなければいけない状況にあるということかと思ひます。

したがって、現状、物価の安定が既に損なわれしまつていっているというふうには私も考えておりますが、現時点で見て、先行きのリスクということをお考えますと、インフレ方向よりもデフレ方向にあるという認識に立っております。

○岩井國臣君 軽微だけれども傾向としてはデフレ傾向にある、いろいろと今後心配な面はあると。

消費者物価指数、CPIでいろいろ判断を我々はおしておるわけでありますけれども、CPIで判断することにはちよつと問題があるのではなからうか。日銀の白塚重典さんの研究によると、CPIではかつてインフレ率は真のインフレ率を一ポイントほど上回つておる、そういう調査結果を出しておられるかと思ひます。したがって、CPIインフレ率をゼロではなくて一%押し上げるような金融緩和策が必要ではなからうか、そんなふうにも思ひます。

コールドを金融調節の操作変数とする現在のやり方、コールドのターゲットがオーバーナイトで〇・二五%、ほとんどゼロに近いわけですね。もうこれ以上下げていく余地はない、緩和していく余地はもうない、もう限界に来ておる。財政政策につきましてももう限界に来ておる。な感じもするわけですね。したがって、今後の話ですけれども、私は金融政策にもつと弾力性を持たせる必要があるのではなからうか、もつと必要に応じて活力が出せるようにすべきではなからうか、こんなふうにも思ひます。

かかる観点から質問させていただきますが、コールドのコントロールというものはやめて、マネタリーベース、現金プラス市中銀行が日銀に預けている準備預金を合計したもので、マネタリーベースにターゲットを定めて必要なコントロールというものをやるべきではなからうか。これはちよつと解説的な答えにならうかと思ひます。その辺のところでどうお考えになつておられるのか。私はそういう方向で検討していった方がいいんじゃないかと思ひますが、どうでしょうか。

○参考人(黒田盛君) お答えさせていただきます。金融政策は常に弾力性を持って行われなければならぬということにつきましては、ただいま先生御指摘のとおりというふうな考えでございます。そこで、その金利というものとマネタリーベースのよう量というものととの関係でございます

が、これにつきましては、一般論といたしましては、いわばこの二つはコインの裏表のような関係にあるということでございます。したがって、御指摘のとおり、理屈として、金利を見て量の方を動かしていくのか、量を操作目標とするのか、量を見て金利の方が動くようにしていくのかという選択肢が従来から論じられてきたわけでございます。

しかし、実際の場におきましては、主要国のいずれの中央銀行も現在は金利を操作目標として政策運営を行っているという状況でございます。マネタリーベースといった量的な指標に注目して政策運営を行うといったしますと、現在のように金融システム不安からマネタリーベースに対する需要が大きく振れる、人々が銀行券、日銀券をたくさん手元に持っておきたいというふうになりますと急にこのマネタリーベースというのはふえるといったようなことが例えば起こるわけでございますが、そういったような不安定な状況下においては、それを見てやっておりますむしろ政策運営を誤る危険もあり得るというふうに考えられます。

つまり、信用不安などをきっかけに家計や企業が手元現金を積み増したり銀行が準備金を厚目に積み増すと、マネタリーベースに対する需要が大きく増加してまいります。こうしたケースでマネタリーベースを目標値内におさめようとするようなことを誤ってやると、むしろ金融を引き締めて流動性に対する需要を抑え込むというふうな矛盾が生じてしまうおそれもあるわけでございます。

このように、特に最近のような金融システム不安の強い状況におきましては、やはりコールレートを注意深く目見ながらその安定に努めるやり方の方が相対的に確な政策運営を実施していけることになるのではないかとこのように考えている次第でございます。

○岩井國臣君 大体そんなところかと思いますが、これは国債の直接買入れの問題とも関連し

て、こういったことについて要するに研究というのですか、検討してもらいたい、そのことだけお願いいたします。

新日銀法につきましては、法解釈だとかあるいは実際の運営面においていろいろ問題があると言ふ人もあるわけでございますが、私は新日銀法の精神にのっとり適切な運営が行われていけば我が国における日銀の名声というものとみに高まっていくのではなからうか、こう思うのです。国際的にも高い評価を受けられるような理想的な運営をぜひやってもらいたい。

最後に、今後の運営に寄せる総裁の御決意をお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(遠水優君) 本日は新日銀法のもとの私どものあり方につきましていろいろ御意見を賜り、また御質問をいただきまして大変ありがたうございます。

御指摘がございましたように、私どもが直面しております内外の情勢は大変厳しいものがございます。それだけに私どももよかれと思うことを一生懸命やっております。その成果が直ちにいい結果が出るというものでもないかと思ひます。国民の皆様は批判されることも当然多いと思ひます。しかし、そうした批判を恐れずに正しいと信ずる政策を果敢に遂行していくことができてこそ新日銀法で独立性が与えられたゆえんやその意味があるというふうにご考えております。

また、金融政策というのは専門家でも意見が分かれるところでございます。全国民に私どもの政策を理解していただくということは大変難しいことではないかと思ひますが、我々としてはその努力を怠ることなく透明性の高い政策運営に努めてまいりたいと思ひます。すぐに称賛されることではなくても、後から振り返ってみてやはり日銀の判断は正しかったと言われるような政策を行ってまいりたいと思ひます。

アデナウアーがかつて中央銀行のことを、中央銀行は大変不便な存在だけれども、これがあるから私は安心しておられるんだということを言われた

ことがございます。国債の引き受け問題、その他今当面の課題になっていることはございますけれども、私どもは憎まれてもこれが正しいと思うことをやってまいりたいと思っております。どうもありがとうございます。

○岩井國臣君 終わります。

○浅尾慶一郎君 民主党・新緑風会を代表いたしまして質問をさせていただきます。

ただいま遠水総裁の方から国債引き受けについてお話がございましたけれども、その点について冒頭お伺いさせていただきます。

最近の議論の中で、財政法五条に基づいて国会決議をした場合に国債を引き受けさせていただくことになるということだと思いますが、通貨の番人あるいはインフレファイターとして率直な御所見を、冒頭の国債引き受けについていただければと思ひます。

○参考人(遠水優君) 国債の引き受け、新規引き受けについて新聞もかなり大きく取り扱っておりますけれども、御承知のように、財政法、日銀法で引き受けは禁止されているところでございまして。そういうこともございまして、私どもとしては今国債を新規に引き受けるといふような考えは全く持っておりません。そのことはここで繰り返し申し上げたいと思ひます。

中央銀行が一国の国債を引き受けると、その国の財政節度が疑われるわけでございますし、また悪性のインフレを招くことになることは私どもも経験もいたしましたし、どこの国でもそのことを恐れてそういうことはやっております。そうなりますと、中央銀行に対する内外からの信頼も失われまいりますし、国債の格付がまた引き下げられるといったような可能性も全くないとは言えないと思ひます。むしろ、そうなる長期金利も上昇してしまう可能性も高いのではないかと、主要国においても中央銀行による国債引き受けが禁止されているのも、そうした考え方あるいは経験に基づいたものだというふうに考えております。

したがって、国債の引き受けは選択肢とはなり得ないということをまず申し上げておきたいと思ひます。

○浅尾慶一郎君 ありがとうございます。それでは、次の議題に移らせていただきます。

実は日銀の平成十年九月三十日のバランスシートを拝見させていただきました。この中に日債銀に対する八百億円の出資が金融安定化基金拠出金という名目の中の一千億円のうちの八百億円という形で入っております。

この八百億円は、御高承のとおり日債銀が債務超過であるということをお断りすれば、恐らく株価算定委員会が価値なしと判断するものと思われまします。そうすると、この八百億円は損失処理をされなくてはならないということになってくるのだと思ひますが、どういう形で損失処理をされるのかという観点から、先ほどお話に出ました支店長舎宅あるいはグラウンド、その他保養所の売却というところで、簿価が低いものでしょうから恐らくかなりの収益が上がるのではないかと、この中で、当然それが相殺できる可能性があるのかどうか。その点について、固定資産税評価額から見ると大体これぐらいの収入が支店長舎宅あるいはグラウンド、保養所を売却することによって得られるという数字があれば教えていただきたいと思ひます。

○参考人(引馬滋君) お答えさせていただきます。

私どもの保有資産でございますが、これはもう相当昔に購入したものが大変多うございまして、したがって売却した場合に相当程度の利益が生ずる場合があるというぐあいに思ひます。

しかしながら、私どもの保有資産の見直しという点でございますが、今申し上げましたような売却益を得るということを目的にしているわけではございませんで、あくまでも日本銀行の公的な性格というのにかんがみまして、国民から理解が得られる資産保有のあり方というのはいくつな

のかという観点、さらには業務上の必要性等々を踏まえた結果である、私どもの方針はそういう結果であるという点をまず申し述べさせていただきますと思います。

こうした点を前提にいたしまして、お尋ねの点でございますが、現在私どもが売却を検討いたしております支店長舎宅、それから保養所、運動場、そのほかの遊休不動産等々があるわけでございますけれども、これらにつきましては、私どもそれぞれの価値というのを正確に把握しているわけではございません。また、実際売却した場合にその価格がどのくらいになるかというのは不明でございますが、先生の御質問でございますので、あくまでも参考までということで申し上げますと、固定資産税評価額と簿価との差額という点で申し上げますと、およそ三百億円の程度の水準になろうかというぐあいだと思います。

○浅尾慶一郎君　そうすると、今のお話、必ずしも収益を上げるためではないということはそうかもしれないけれども、いずれにいたしましても日債銀に対する八百億円の出資は損失という形で処理をしないといけないのかということになってまいります。三百億円では恐らく足りないということ、ただ日銀の通期の所得あるいは利益という観点から見れば十分償却可能だということに考えられております。

加えて、世間あるいは新聞紙上で言われております日銀の給与の問題について少しお話を伺いたいと思います。

給与というものが高過ぎる安過ぎるという議論は、どういふ仕事をしたら幾ら払うのかという観点、あるいは同程度の仕事あるいは同程度の能力の方を民間から持ってきたらどうかということから考えるのも一つの考え方なのかなと思ひまして、そういう観点から、例えば同じ中央銀行で諸外国がどういふ観点から給与水準を決めているのかという点を伺わせていただければと思います。ちなみに、事前にいただいた資料でわかっておりますことを申し上げておきますと、米国の連邦

銀行の総裁は年収千五百六十九万円、約千六百万円ぐらゐ。ただし、英国中央銀行あるいはドイツのブンデスバンク等になりますと四千五百万から四千万円ぐらゐということで、物価水準を勘案すれば日本とそう変わらないのかなというところはわかっておるんですが、その他のいわゆる役員あるいは職員給与がどういふものと比較して諸外国で決まっているのかということをお伺いできれば教えていただきたいと思います。

○参考人(引馬滋君)　ただいま先生から先生御自身が相当お詳しい御発言があったわけでございしますが、海外の中央銀行の給与の実情という点でございます。

これにつきましては各国それぞれの事情がございまして、また歴史的なそれぞれの経緯の中で決められてきている、そういうようなわけで一様ではないというのが概観かと思ひます。法令によって適用される給与表が決められている国もありますれば、あるいはまた中央銀行自身が独自に決めることになっている国もございまして、さまざまでございます。

御参考までに私どもが承知している点を申し上げますと、先ほどアメリカ連銀の議長のおれがございましてけれども、職員について申し上げますとFRBが独自に決定をいたしております。その給与水準を決めるに当たりましては、民間の競合先基準というように、例えば銀行、証券あるいは法律事務所等々幾つかのポストを選びまして、そういう先の給与を参考にFRBが独自に決めていくというものでございます。

それに対して、例えばドイツのブンデスバンクでございますけれども、こちらの方は役員につきましては役員個人と中央銀行理事会との協定によって定めているということでございます。通常の職員でございますけれども、こちらの方については公務員基準、公務員と全く同じでございます。本俸に一定の率の増し金をつけ、海外中銀の実情かと思ひます。

○浅尾慶一郎君　その点に関して二点ほどお伺いしたいんです。

一つは、FRBが民間の競合先というふうにおっしゃいましたけれども、恐らく競合先、いわゆるインベストメントバンクとかアメリカの法律事務所の方はかなり高給を取っておられるのではないかな、取っておられる人もいるというふうに聞いております。そういった点で、先ほどの連銀の総裁よりも高い給与をもらっている人がいるとおかしいのかなという気がいたしますので、もしその点についておわかりになればというのが一点目です。

それからもう一点は、これはむしろ御所見を総裁に伺った方がいいのかもしれませんが、ドイツの場合は公務員プラスアルファという観点だったんでしようけれども、いろいろな決め方がある中で、我が国の決め方、今四％下げておられるということだと思ひますけれども、それが妥当であるかどうかという点の御意見を伺いたいということでございます。

○参考人(引馬滋君)　先生から、アメリカの例えは連銀の給与の体系について、一般の職員あるいは議長との関係はどうかということの御質問がございました。

これにつきましては、私どもも詳しく承知しているわけではございませんけれども、通常のアメリカ連銀の給与体系という観点で申し上げますと、職務給の考え方というのを基本にいたしております。したがって、ここから得られる種の点数をいたしまして、ここから得られるある種の点数というもので給与のグレードを決めております。

したがって、階段がずっと下から上に上がるというよりも、それぞれ職務の内容によって給与がゾーンで決められているということでございます。そういう意味ではある部分それぞれの資格によって給与が逆転しているといひましようか、職務の重さによって逆転している、そういう体系になっているというぐあいに理解をいたしております。

○浅尾慶一郎君　余り給与の話ばかりしてもあれなんです、二点目のドイツ連銀、ブンデスバンクの決め方と我が国の決め方について、今いろいろ給与改定をされているという観点から伺わせていただければと思ひます。

一般の職員について四％下げられたというふうに乗っておりますが、それと、ドイツの場合は公務員の給与をベースに決めておられるというところを考えた場合、あるいは言い方を換えまして、現在デフレの中で四％というものは市場の、市場のというか、労働市場においても給与が四％程度下がっているというのが恐らく平均値だというふうに聞いておりますから、そうだとすれば、別に私は高いから悪いとかそういうことを言いたくないわけではございませんけれども、絶対水準あるいは相対水準という観点からいへばまだ高いのではないかなというふうに思ひます。一方、今ドイツ連銀のお話を伺ったので、それについて、別の決め方の観点もあるのではないかなということからもし御所見をいただければと思ひます。

○参考人(引馬滋君)　私どもの職員の給与につきましては、先生御指摘のとおり、昨年の秋に四％程度の水準の引き下げ調整を行ったわけでございしますが、この水準の引き下げ調整に当たっては、まず新しい日本銀行法で求められております職員等の給与の支給基準、こういうものを定めまして、それを念頭に置いて水準を定めたということでございます。

問題の職員給与の支給基準の考え方でございますけれども、一言で申し上げますと、私どもとしては中央銀行サービスの維持向上を図っていくために何となく人材が大事でございます。やはり十分競争力のある体系にする必要がある、そういう意味で主要民間金融機関のほか主要民間企業等における処遇の実情を勘案して決める、こういうものを基本的な考え方として据えたところでございます。

では、具体的に四％という点でございますが、この点につきましては主要な民間金融機関あるい

は企業等の給与の実情というものも大いに参考にしたわけでございますし、さらにつけ加えますと、私どもの給与体系自体は職務給へかなり傾斜をした体系になっております。これは昨年の四月からそういう方向に傾斜したわけでございまして、そういう意味で民間のコンサルティング会社等々の意見も聞きまして、私どもの主要なポストの職務の評価、これが民間との関係でどうかといったような点も点検をいたした上で四〇程度の引き下げというのが今申し上げましたように給与の支給基準に照らして妥当であろう、こういう結論に至って水準を設定したということでございます。

○浅尾慶一郎君 給与の点につきましてはいろいろな決め方があるだろうということで、先ほどドイツのお話を教えていただいたので、それについて別途御検討をいただくか、あるいは今の一番いいということであればその理由をまた別途御説明いただければと思います。

次に移させていただきますが、日銀の平成十年九月三十日のバランスシートから見ますと、手形貸し付けという形で北海道拓殖銀行あるいは山一証券に対する、山一についてはこれは間接的というふうに向っておりますが、いわゆる特融を行っております。これが大体三兆円ぐらいあるように見えます。

そこでお伺いしたいのは、バランスシートの後の方に書いてありますけれども、山一については引き当てを二五〇億円でおられる、北海道拓殖銀行については一〇〇億円でございまして、このことについて山一の場合は破綻懸念先というか破綻してしまつた先ということから考えると少なくとも七五〇億は積むべきなのではないかというふうにも思うわけでございまして、あるいは北海道拓殖銀行についても、果たして一〇〇億というところ、今いろいろ議論がある中で、Ⅱ分類についても一五〇億積んだらどうかと金融監督庁はどうも指導しておるようでございます。この山一に対する二五〇億の引き当て、あるいは北海道拓殖銀行に

対する一〇〇億の引き当てというのは余りに低過ぎると思うんですが、この点についていかがでしようか。

○参考人(小畑義治君) お答え申し上げます。先生御指摘のいわゆる特融でございますけれども、御指摘の北海道拓殖銀行分につきましては、御案内のとおり北洋銀行と中央信託にそれぞれ営業譲渡が行われておりまして、私も現時点ではそれは完済を受けております。もう一方の山一証券のいわゆる特融でございますが、これにつきましては現在残高は四千九百億円でございます。少し長くなって恐縮でございますが、山一への特融につきましては、臨時異例の措置として、私もその当時の金融情勢にかんがみまして、要するに内外の金融市場の混乱をせひとも回避したいということ、顧客資産の円滑な返還あるいは今までの取引の約定が円滑に行われるというふうなことで特融を実施したわけでございまして、私もそのときに特融を実施する場合に原則を設けております。その一つの大きな原則が財務の健全性、資産の健全性を維持する、そういう方針で運営いたしております。

山一へ特融を実施いたす場合にもそこを私も十分考慮したわけでございまして、先生御承知のとおり山一へ特融いたします場合には大蔵大臣談話も同時に発表されておりました。政府・大蔵省におかれましては、この日銀特融の、要するに私もから見れば債権保全ということでございますが、それにつきましては、当時、寄託証券補償基金というのがございまして、こういう寄託証券補償基金の整備改善も含め山一の最終処理については政府が責任を持つという談話を発表しておられました。私もそれを前提に山一向けに特融を実施したわけでございまして、

去年の六月の金融システム改革法によりましてその寄託証券補償基金というものが投資者保護基金というふうな仕組みで山一の特融が引き継がれる仕組みができておるわけでございまして、私もこういう投資者保護基金への関係者の理解を得

て私どもの特融の、要するに債権自体が引き継がれ、私もから見れば特融の返済財源が確保されるということを確認しておるわけでございまして。引当金の積み方自体については引馬理事の方からちよつとお答えさせていただきました。

○参考人(引馬滋君) 特融に対する引当金の考え方というところでございまして、これにつきましては、発端は平成七年の上期末でございまして、当時、破綻先金融機関向け特融に対する引当金の率でございまして、特融の期末残高の二五〇億相当額を積み立てていたわけでございまして、平成九年の下期末からは預金保険制度の対象となる金融機関向けの特融というものについては一〇〇億に引き下げることにしたわけでござい

ます。この背景でございまして、これは先生御案内のとおり、預金保険制度を活用いたしました破綻処理の枠組みというのにつきまして数次にわたる預金保険法の改正がございまして、いわゆる公的資金の導入等を含む制度の整備拡充が進められてきた、こういうことを私ももしんじやういたしました。いわば破綻金融機関に関する処理方策が実施されないうリスクというものが従来に比べて減少してきたという判断に立ったものでござい

ます。一方、山一証券向け特融につきましては、平成九年九月末、それから先ごろの十年上期末とも以前と同様の水準である二五〇億相当の引当率を適用しているわけでございまして、この点につきましては、山一証券は預金保険制度の対象でござい

ませんし、また山一証券の最終処理がまだ明確になっていないと当時判断されたこと等々を踏まえて今申し上げたような率を採用したということでございます。

○浅尾慶一郎君 簡潔にお答えいただければ結構なのでございますが、山一証券に關してでございますけれども、特融を出された金額に対して二五〇億というところで、それでもそれ以上の損失は出ないというふうな合理的に判断されておるとい

けでございすけれども、もちろん二〇〇一年三月までは仮に第Ⅱ分類であつてもこれは銀行からの買入れだから金額金融再生法で保護されているということがあるんではないかと、大体どの程度が第Ⅱ分類であるかというのを教えていただきたいのと、それからまた金融市場局と審査局との間で情報のすり合わせをやっておられるかという二点についてお答えいただきたいと思ひます。

○参考人(黒田蔵君) お答えさせていただきます。

審査については審査局が担当し、オペにつきましては審査も含めまして市場局でやっている、御指摘のとおりでございます。

そのように分けておりますのは、審査において得られた情報のみだりに違う業務のために使われてしまうということが過度に行われますといういろいろな弊害が考えられる、あるいは審査の資産査定とC/P等のオペに伴う資産の査定とはいろいろ具体的な中身が違つていて一対一の対応関係にはないといったような業務上の違い、こういったようなことから別にやっているわけでございます。したがって、そういうことで自由に審査結果を、特にその生のデータを参照するということは私どもむしろ厳しく自粛しております。

しかし、御指摘のとおり、これがもし審査の判断というようなものが有用だと考えられる場合には、そういう厳しく制限した上で参照させていただくということはやっております。

先ほど御指摘の分類資産に該当するものがどれくらいあるかという点でございますが、先ほどちょっと申し上げましたように、担保の適格性の審査とこの審査の査定資産、これは事務的には一つ一つの資産について行つていくわけでございます。一対一に対応するものではないと思ひます。したがって、これは当然審査であれば何々になるというふうなことをあらかじめ申し上げることは大変難しいというふうに考えております。

○浅尾慶一郎君 同じ質問をもう一度させていただきますけれども、後段の部分で、二〇〇一年三

月までは多分金融再生法その他で銀行の裏書きがあれば仮にその銀行が破綻した場合には国の財政から補てんされるということで問題はないというふうに思われますが、二〇〇一年三月を越えた場合に、ですから今から準備をされた方がいい、あるいは与信管理ということをお考えの場合には今から考えておかれた方がいいのではないかという観点からなんです。

例えばA社という会社がⅡ分類に該当しますというときに、そのC/Pを買つておられるケースもあると思ひます、それは何とか銀行を通してしようけれども、そういうものがどれくらいあるかということ、情報をみだりに審査局から金融市場局に回すべきではないという御指摘もありましたけれども、一方で、つい最近の日債銀の件では大蔵省の検査結果が回つてこなかったがために損失になつてしまつたということもあるわけでございますし、同じ日本銀行という組織の中で情報をそれほど厳密に管理する必要性があるのだから、あるいは管理することによって守られる利益とそれによって劣化する資産とどっちが重要なのかという点なんですけれども、その点についてお答えをお願いします。

○参考人(黒田蔵君) お答えさせていただきます。ただいま先生の御指摘の点はまさに重要な点であり、かつそのたびごとに私どもその二つの観点を十二分に認識を新たにしながら、これはどのように対応していったらよいかということをしつかりと踏まえて対応すべきものだと思つております。

私どもは、情報を回す範囲、中身についてはいわゆるニード・ツー・ノの原則で、一人一人につきまして不必要な人には一切情報を知らせないためにどうするかという原則でやっております。他方、先生御指摘のとおり、それが流れなかつたために不当な事態に至らないようなニーズはどこまであるか、この両方を常に對比しながら最も適当な方法を工夫していくことで今後

ともやらせていただきたいというふうに考えております。

○浅尾慶一郎君 今、二〇〇一年三月までは大丈夫ではないかということで申し上げさせていただきましたけれども、加えてもう少し広い範囲でお話を伺わせていただきます。

二〇〇一年三月までは大丈夫だと思ひるんですが、最近、日本長期信用銀行が特別公的管理に入りまして、自己資本比率の観点からC/Pオペから外されたという報道がされておりますが、それは逆に言うと自己資本比率だけでC/Pオペの対象を選んでおられるんではないかと。

○参考人(黒田蔵君) 私どもがC/Pオペを行なう場合には、C/Pオペの私どもの取引の相手方となる対象先につきましてはその基準自体を公表いたしまして、その公表された基準を見たとて我々と思ひ方から希望をいただき、その中で基準に合致しているかと私どもが判断させていただいたものにつきましてこれを対象先に選ばせていただきたまはして、そしてその結果をまた通知するということとさせていただきます。

先生御質問の点でございますが、その公表されております基準の中で自己資本比率というものが一つの基準とさせていただいております。しかし、それがすべてではないと思ひます。例えば、そもオペの対象先でございますので、その対象先になった場合にはしっかりと私どものオフアールを見ていただいて、それに対応していただくという必要がございます。さらに、それが市場においてある程度の実績といひますかプレゼンスがある、これはもちろん今まで市場がなかった新しい取引の場合はそういうことはできませんが、それはケース・バイ・ケースでございますけれども、そういうことではあると思ひます。

○浅尾慶一郎君 今の点に関連いたしまして、C/Pオペで基準を決めておられる、あるいは国債のレポオペで対象先を決めておられるということだと思ひますが、一方で民間の金融機関が企業に与

信を行う場合、融資をする場合は、総枠でこの会社だつたら幾らまで与信、融資をしてもいいだろうかという与信管理、枠管理というものが当然あるんではないかと、日本銀行においてはオペとの枠、枠というオペとの対象か対象でないかという管理はされておるんではないかと、総額として何とか銀行に幾らまでつたらリスクがとれるかという管理をされていないんではないかと思ひますが、その点についてはいかがでしょうか。

○参考人(黒田蔵君) お答えさせていただきます。

私どものオペはいわゆる価格競争の入札方式でございます。したがって、先生御指摘のとおり、そういう意味では価格の競争原理を第一に考えておりますので、私どもでも今この企業に対して与信するとか、ましてや幾ら与信するということのようなことを私どもの裁量で決められるわけではございません。しかし、先ほど来お話に出ておりましたように、そうした入札に当たりましては、適格性につきまして、あるいは相手先につきまして透明な基準あるいは厳格な管理をした上で入札していただいているというのが実情でございます。

もとより、日本銀行全体としてのバランスシートの方が大変重要だということは先生御指摘のとおりだと思ひます。そこに当たっては健全性あるいは中立性といったような点も大切なポイントだと思ひますので、私どもとしては、そういった残高につきましても折々チェックしながら、競争原理は尊重しつつもそちらのチェックもさせていただきなから進めているという状況でございます。

○浅尾慶一郎君 この点は私は大変重要な問題だと思ひますので、もう一度伺わせていただきたいと思ひます。

今申し上げましたように、二〇〇一年の三月まではたとえ相手先の金融機関が破綻した場合でも金融再生法によって損失分は補てんされるという

ことで問題はない、こういう考え方もできるんだ
と思いますが、では二〇〇一年三月を越えた場合
には当然、個別具体的な銀行名で言う問題があ
るのかもしれませんが、大変信用度の高い何と
銀行とそれからもうほとんど破綻寸前だと思わ
れている何と銀行が、それぞれ与信において枠
なく無制限に、要するに日銀の応にに於いて一
安いのを出したんだから無制限にそこに出して
いいということにはならないのではないかとい
うふうに思いますし、またオベコにやってお
るということになりますと、CPもあり国債のレ
ポという形でできるでしょうし、いろいろな形
で日銀が与信をしておるケースもある。あるいは
為というところも含めればかなり幅広い与信を
おる人ではないか。

そういたしますと、やはり個別の銀行に対して
総額という、枠という考え方を考えるべきなん
ではないか。翻つて、審査に入つたときに、入
れた銀行がそういう枠を持たずに何と会社とい
うところに対して、いや、これはこういう貸し
付けだから、これはこういう形だからというこ
とで積み出しが上がつていたらそれは多分指
摘されるのではないかというのを考えますと、
そういう枠をつくらねばならないかと思いま
す。この点について総裁の所見をいただきた
いと思ひます。

○参考人(遠水優君) 枠をつくるべきだと思
います。しかし、その枠をつくる前に審査基
準をはつきりつくつて、それに照らしてそれ
ぞれの担当が調べた上で上げてきておるの
で、その点は公平にしかも健全性を維持す
べく真剣に検討しているというふうにお考
えいただいて結構だと思ひます。

○浅尾慶一郎君 大変重要な問題だと思
います。二〇〇一年三月まではつくれるとい
う理解でよろしゅうございませうか。

○参考人(遠水優君) そう考えていただい
て結構だと思ひます。

○浅尾慶一郎君 それでは、次の質問に移
らせていただきます。

今度は負債の方で、売り出し手形という
ものが大変ふえておる。これは短期の資金
を吸収しているというところが日銀の報告書
にも書かれており、この短期資金の吸収の
相手先がどういふところであらうかといふ
ことをわかる範囲で教えていただければと思
ひます。

と申しますのも、これは事実かどうか定か
ではありませんけれども、邦銀が海外での
資産を持っておる、その観点からドルを調
達しなければいけません。ところが、ジャ
パン・プレミアムその他の問題があつてドル
の調達が容易ではない。であれば、日本にお
いてドルと円を短期間交換するといふこと
で外銀からドルをもらい外銀に円を放出
している。ところが、外銀はその運用先と
して実には一番信用力の高い日銀の売り出
し手形を使つておるのではないかと。これは
市場のことですから、それがいい悪いとい
ふことを言つておるのではなくて、ただそれ
によつて多少外国の銀行が超過利潤を得
ておるものではないかというところも言わ
れおる。そのバランスシートの売り出し手
形の相手先のうちで外資というか外国銀行
が占める割合について教えていただければ
と思ひます。

○参考人(黒田慶君) お答えいたします。

オベコ先の個別金融機関名、その額等につ
きましては申しわけございませうが申し上げ
られませんが、先生御指摘のとおり、安全な
円資産に対するニーズが強い外銀が一般論
としてその購入の中心になつておるという
ふうにお認識いただいております。

○浅尾慶一郎君 今の点についてもう一つ
伺ひさせていただきます。一般論で結構で
ございませうけれども、金利が比較的他の
指標と比べて高いのではないか、それがい
わゆる超過所得になつておる可能性もある
のではないかという点があるんですが、その
点についてお答えいただけます。

○参考人(黒田慶君) お答えいたします。

金利につきましては、オベコに状況が違
つておるもので一概には言えませんが、例
えば最近では先生御指摘のような傾向があ
つたことは事実だといふふうにお話してお
ります。そして、これまた先ほど先生から
お話を伺ひましたとおり、日本の金融機
関あるいは日本の企業の外貨資金繰りが
大変厳しい中で、外銀が外貨を供給する
ときに円と交換する、その円の安全な運
用先という意味で私どもの売り出し手形
を買つておるというふうなことが典型的
な姿としてよく言われてきたところでござ
います。

ところで、その場合の金利でございます
けれども、私どもは売り出し手形につきま
しても価格競争入札を行つておる。したが
いまして、一方的にこのときに高い金利を
得ようといふことは、競争において負けて
しまつてその売り出し手形が入手できな
い、こういう仕組みを取り入れておるわけ
でございませう。

にもかからずなぜかというふうになつて
いるのかといふことにつきましては、外国
金融機関が日本の金融機関と取引をする
場合に、いわゆるジャパン・プレミアム
というものがございませう。それと関連
して、そうした高い金利を比べてみながら
損をしないところまで対応してくる、こ
ういふ関係があつたわけでございます。

私どもは決して特定の金利が高かつたり
低かつたりすることを好ましくないといふ
ふうにお思ひますが、そうした外貨資金
繰りに資するという観点からこうしたもの
を行つてきた、こういうことではございま
せんか。

○浅尾慶一郎君 今のお話を伺つてお
りまして、ドルの金利のゆがみ、あるいは
邦銀に対するドルの金利のゆがみが円
の金利のゆがみとつながつておる部分も
あるのではないかといふことがしんじやく
されるわけではございませうが、だとす
れば一つの調整手段として、まだ日銀が
やつておられないことだと思ひますが、
いわゆるドルと円のスワップ市場に参
入をされて、邦銀のスワップの相手方
になることによつて調節するということ
もひ

とつ可能なのではないかとありますが、
この点についてお答えいただければと思
ひます。

○参考人(山口慶君) 時々たゞ先生御
指摘のような御意見を承るものがござ
います。これは言うまでもなく、外貨の
マーケットにおきまして、日本の金融シ
ステム不安を背景にいたしまして邦銀
の外貨資金の調達に難しくなつていた
時期があつたものでございませう。最近
これは少少緩んでおりますけれども、
去年の夏から秋にかけて急速に引き
締まつた時期などにそういうような御
提案をさまざまな方面から承つたこと
がございませう。

これは我が国の外貨準備の一部を使
うということになりますので、もともと
日本銀行の持つております外貨資産とい
うのはそれほど大きいものではございま
せんから、そういう量的な制約といふ
ことが一つございませう。

その点は別にいたしまして、私どもが
一つ懸念いたしましたのは、そういう
オベコ・レーションを實際に日本銀行
が始めるということになつた場合に、
それが果たしてマーケットにいい影響
を与えるのか悪い影響を与えるのかとい
ふ点でございませう。恐らく日本の金
融機関についての悪いイメージをさら
に膨張させるというふうなマイナス
の方が大きいのではないかと。私どもは
当時判断いたしました。

また、そういうふうにして邦銀が公
的ナドル資産に依存するといふこと
自体がいわゆる邦銀のモラルハザード
を助長してしまふのではないかといふ
ことも懸念いたしまして、そういう
ような配慮に基づきましてそのような
スワップオペレーションといふことは
とらないといふふうにお考えをいた
したところでございませう。

○浅尾慶一郎君 これは確認でござ
いませうが、そういういたしますと、
ドルの金利のゆがみ、あるいは邦銀
のゆがみはあるけれども、その解消
のために日本銀行が邦銀を相手方
にドル資金を供給するといふスワ
ップといふことをやると、より悪
影響の方がそのゆがみを是正する
ことよりも大きいとい

う判断でやられないということでもよろしいわけですね。

○参考人(山口泰君) ただいま私が申し上げました中にはそういうような考え方が明瞭に入っております。

あえてもう一つつけ加えさせていただきますと、邦銀が外貨と円のスワップ市場において取引の相手方を見つけれられるという限りにおきましては、邦銀が東京の市場において円資金を調達できますならば、それでもつて外貨を取得するということが可能になるわけでございます。私どもはあくまでも円を供給する日本の中央銀行でございしますから、円資金の供給だけは潤沢に続けなければいけないということにかたい決意を持って取り組んでまいりまして、そのことを通じまして邦銀のドルの資金繰りについても何がしかの貢献をしてきたのではないかとこのうに考えております。

○浅尾屋一朗君　ちよっともう一点今の点についてお伺いしたいんですが、多少マーケットのゆがみはしょうがない、それは円の供給でもってゆがみがあるけれども邦銀のそういうオペレーションを助けていこうというお答えだという理解でよろしゅうございますか。

○参考人(山口素君) 日本の金融システム不安を背景にして出てきました先生御指摘の金利のゆがみなるものは、日本の金融機関にとって資金をいつでも円滑に調達できるんだらうかという流動性についての不安と、それから日本の金融機関のバランスシートそのものから出てくる不安、信用リスクについての不安と両様あったというふうに思います。

中央銀行が基本的に対処できますのは流動性について、不安の部分でございまして、これには完全を期したいと思います。信用リスクについての不安につきましては、金融システム全般に対する対策というのがオーソドックスな答えになるのではないかと思います。

○浅尾慶一郎君　今、信用リスクということをお

答えいただきましたけれども、その点について二点ほど伺いさせていただと思います。

まず一点目は、日本銀行の九月三十日のバランスシートに載っております預金保険機構住専勘定拠出金というところに一千億円資産が出ております。これはいわゆる住専の処理に關して日銀から出されたものだと思いますけれども、まだ住専処理で幾ら最終的な損失になるかわからない。このの一千億円が場合によっては損失になる可能性もあるというふうに聞いておりますが、これについて、仮に一千億円全部なくなった場合は半分は国が負担する、残り半分は民間の銀行、恐らく母体行だと思ひますが、が負担をするというふうに聞いております。

ここで質問の一点目は、これを仮に母体行が負担するとすると、結果が出るのが二〇〇一年三月を越えていますと、先ほど樫の話をさせていたいただきましたが、そうすると長期の間接的な銀行のリスクをここで五百億円に関して負っておるのではないかというふうに思いますが、この点についての管理というか、これはどういうふうに考えておられるか、伺わせていただければと思います。

○参考人(小畑義治君) お答え申し上げます。

○参考人(小畑義治君) お答え申し上げます。

先生御指摘の住管機構への出資一千億円でございますが、これは御案内のとおり、整理回収銀行と住管機構が合併いたしましたして、この四月一日から日本版 R T C と言われます整理回収機構に生まれ変わる、昨年末そういう合併契約が結ばれ、株主総会を近々開きまして、そういう流れが今ございます。

私どもは住管機構へのこの一千億円の出資というのは整理回収機構へ引き継がれるというふうに認識いたしておりますけれども、この法律自体、住管機構への出資というのは住専の処理が完了した時点ですべて出資等をどうするかを考えると、いうことでございます。

今後、合併後の整理回収機構が要するにサービ
 サーとして永遠に営業を継続していくのかどう
 か、そこら辺につきましては私どもは現時点では

知り得ないところでございまして、法律の建前から、繰り返しになって恐縮でございますけれども、住管機構が整理回収機構へ行き、そしてその整理回収機構の業務がすべて終了した時点で先生御指摘のようなロスが仮に残るというようなことがあれば、そのロスをどういうふうに分け合うかかと思つてとかという問題が具体化してまいろうかと思つておりますけれども、今のところは私どもの認識は整理回収機構に引き続きその債権が引き継がれていくというふうに認識いたしております。

「では、現在は具体化していませんが、将来具体化する損失を先送りしているという可能性があるんじゃないか」というふうに聞こえましたけれども、それは今の段階では日銀として議論してもしようがないということではよろしいんでしょうか。

も、二府県に上りますと、現段階ではロスが具
体化、現実化していませんので将来に先送りしてい
る可能性があるという認識でよろしいわけです
か。

○参考人(小畑義治君) 大麥申しわけございませ
ん。私、先生の御質問を先ほど勘違いいたしました。
た。

先生は預金保険機構の中にございます住専勘定への拠出金ということであったと思いますけれども、これにつきましては住専処理法に基づきまして法律上全額返済されるという手当てがなされておりますので、私どもとしては債権保全上問題ないと認識いたしております。

○浅屋一郎君 法律上というのは、先ほど申し上げましたように、半分は国で半分は民間銀行というふうになっておるといふに思いますけれども、だとすると民間銀行は本当に大丈夫ですかという質問だったんですが。

○参考人(小畑義治君) お答え申し上げます。

民間分につきましては、やはりその時点で法律に基づいた対応が図られていくと思いますし、またいくべきであるというふうに考えておるところでございます。

○浅尾慶一郎君 それ以上求めても無理でしょうから、この程度にしておきます。

今の関連でもう一点、これは總裁にお伺いしたいことでございまして、直接的な関連ではないんですが、去年の三月にいわゆる佐々波委員会におきまして、優先株の引き受けの検討がいろいろな金融機関に対してなされました。その佐々波委員会の委員の一人であったということでお伺いさせていたいただきたいんですけども、この優先株の中でちょっと取得の仕方に問題があったのではないかと思われる点が一つありまして、それについて御意見をいただければと思うんです。

優先株を取得するに当たつて、その契約書では、当該金融機関が破綻した場合、いわゆる清算になつた場合については残余財産について優先的にお金が返ってくるということが契約書上で書かれておりましたけれども、清算されない場合、もつと具体的なケースで申し上げますと、例えば昨年議論されました日本長期信用銀行の場合、当初、日本リース、エヌイーディーあるいはランディックといったところに対して七千五百億円の債権放棄を計画されました。七千五百億円の債権放棄をするためには優先株で注入された資金も使わなければできなかったわけですが、その優先株を入れるに当たつて、契約書上は償却原資として使つても構わない、構わないというか何にも規定がされていないわけですから当然償却原資として使える規定になつておつたわけでございます。ここで問題なのは、国民の財産あるいは公的資金という形で優先株が入つておるわけでございますから、償却資金として使われるとしても、いわゆる普通株、株主責任をまず最初に明確にする形で使われるように契約を結ぶべきだったんではないかと思いますが、実際の契約はそういうふうになつておりません。

その佐々波委員会の委員であった総裁にちよつと御意見を伺いたいと思ひますのは、私はそういうふう to 思ひますので、これからいろいろな形で優先株という形で民間の金融機関に出資がなされ

るわけでございますけれども、これから行われる分については当然株主責任を、仮にいろいろな形で償却原資にする、不良債権の償却原資にするという場合には優先株で入れられた資金については順番を後にするべきではないかと思いますが、その点についてはいかがでございますでしょうか。

○参考人(小畑義治君) お答え申し上げます。

先生御指摘の優先株式の商品性をどう考えるかということでございますけれども、これは発行企業によりまして定款により区々の定めが御案内のとおりあるわけでございます。優先株は一般的には議決権はないけれども配当や残余財産の分配については普通株式に対して優先権が与えられているというのが一般的なあれでございますが、ただ不良債権処理のために資本準備金を取り崩すことはございまして、これはあくまでも会計上の処理の問題でございまして、個々の株式の請求権に影響が出る、影響を与えるものではないというふうに考えておられるわけでございます。不良債権処理のために仮に資本準備金を取り崩しました場合におきましても、それによりまして優先株式の普通株式に対する配当、残余財産の分配に関する優先権が影響を受けるわけではないということでございます。

現に今、健全化法に基づきまして大手行を中心に公的資本の注入の審査が再生委員会が始まっておりますところでございますが、公的資本の注入についてはなるべく資本性が高いものということで、この優先株の注入が不良債権の思い切った償却がたがた各社ともこの導入についていろいろと検討を進めておられるというふうに理解しておるところでございます。

○浅尾慶一郎君 今の点についてもう一度伺いたしますけれども、議決権がないわけでございますが、優先株というもののについては御指摘のとおり議決権がない。そうすると、金融機関が恣意的に、仮に恣意的にある会社に対して債権放棄をするとか決めた場合であっても、優先株主はそれに対する異議申し立てはその段階ではできないわけ

でございます。結果として資本がすごく薄くなつて債務超過になつて倒れてしまうということもあるかもしれないというのを考えると、私は、優先株式の資本は資本準備金に入れるのではなくて、いわゆる資本金の項目に入れるよう、それを条件として引き受けるべきではないか、優先株式を整理回収銀行が資本注入の際に引き受ける条件にするべきではないかということをお願いしたわけでございます。その点についてお答えいただけますか。

○参考人(小畑義治君) 先生御指摘の考え方もあろうかと思いますが、そういうお考え方も踏まえいろいろ検討された結果、今再生委員会では公的資本の注入の形態のあり方というのはそれも含め検討が進められているところだというふうに承知いたしておるところでございます。

○浅尾慶一郎君 時間が来たようでございます。どうもありがとうございます。

○益田洋介君 公明党の益田洋介でございます。まず冒頭、私は日銀総裁にお礼を申し上げます。

一月二十九日、「保有資産の見直しについて」という三枚紙の文書を公表されまして、保有資産の見直しに対する方針の御決定を公表されたわけでございます。私は、日銀の保有資産のみならず、国家財産、国有財産、また特殊法人などが持つております公有財産の処分について繰り返し参議院の幾つかの委員会で時を要え場を移して主張をしまいたつたわけでございます。

まず最初は、昨年の五月二十九日、当委員会ではございせんが、行財政改革・税制特別委員会におきまして大蔵大臣に質問をいたしました。これは、関東財務局との間で目黒雅叙園が契約しております国有財産有償貸付契約書、これによつて、これは物納財産でございまして、相続税が払えなかつたときに物納したものを、したがって今関東財務局の所管になっております。固定資産税を払おうとすれば年間二億九千万円かかる。しかし、地代、要するに家賃を払っている場合には一

億二千八百万円。したがって、この差額というのは利益供与に当たらないか、こういうふうな質問をいたしました。この答えはいまだにまだ明確になつておりません。やはり国税庁も国有地の換地処分は物納不動産を含み早く処分すべきである、こういうふうな大蔵省に申し入れた。

この同じ特別委員会で私は総裁に初めて日銀の保有資産についての処理をすべきであるというふうにお訴えをいたしました。このときの直接的な原因は、大蔵省と日銀の監督の不行き届きに端を発した兵庫銀行の破綻の受け皿であつたみどり銀行がもう既に受け皿となつて二年十カ月で六千億とも一兆円とも言われる負債を抱え、債務超過になつておる。ですから、日銀はやはり少しでも国民の負担を軽減するために御自分の保有資産を処分して、この一兆円というまた国民に押しつけるこの日の主眼でございまして、これが私の

そして、五月二十一日、ちょっと日にちが前後しましたが、一番最初は五月二十一日でございまして、二十九日が二回目でございます。最初の五月二十一日は、一覽表をつくつて支店長宅のレンタル料を提出していただきた。総裁、これはまだ提出されておられません。

支店長宅が必要であれば、一たんお売りいただいた後、新たな買い主から賃貸でお借りくださいます、それで十分体面は保てるでしょうし、地方の支店長としての社交的な機能にも支障は来さないはずで、私は申し上げました。そして、これら高額の支店長宅にお住まいの方は実際は給与所得として申告しているでしょうね、もししていな

いとすれば、これは源泉徴収すべきだあのとき申し上げました。

それで、国税局が査察に入りまして、昨年の暮れからでございますが、今回その結果が発表になりました。それは、昨年末までの五年間にやはり私の主張どおり二千五百万円の源泉所得税の滞納がある、あるいはやみ給与という疑惑も生まれると。これは私が五月二十一日に主張したとおりの

結果が出たわけでございます。

さらには、今回の「保有資産の見直しについて」、一月二十九日付でございますが、これを拝見いたしました。支店長宅について売却するとか、あるいは大阪支店長宅の場合は公館機能への特化であるとか、保養所及び運動場の全廃、ゴルフ会員権の積極的売却、こういったものがあります。五月二十一日に私が指摘をいたしました水川分館については触れておられない。

先ほどの御説明では、今回の売却計画が順調に進めば約三百億程度の収益になるとおっしゃつておりましたが、私がこのときに主張したのは、水川分館を売却した場合は、水川分館に近い赤坂のホテルニュージャパンの売買実績からいたしまして、これは平均約千五百万から千七百万で取引をされたと言われておりますが、仮に水川分館の土地が坪一千五百万としても五百四十億。支店長宅を処分したり運動場や不要の土地を処分しても三百億。水川分館を売却すれば、先ほどの御指摘にあつた日債銀への八百億の資本の投入、これは損を出さないで済む、これが私の主張でございますが、いかがでございますか。

○参考人(遠水優君) 益田委員にはかねてから本行の資産につきましてもいろいろタイムリーなアドバイスをお願いいたしまして、私もその方向に沿つて一つ一つ進めた結果、今度の総合的な日銀の保有資産見直しというところまで持つてまいつたわけでございます。

日本銀行が保有不動産を売却するに当たりましては、原則として競争入札ということにしております。この計画が全部完了するまでにはまだ一兩年かかるだろうと思つております。二十カ店の支店長宅をマンションにかえますし、保養所、運動場全廃に向けて所要の調整を完了したいと考えております。

ただ、今最後におっしゃいました水川分館につきましては、これは私もはいわゆる公館として使用いたしております。昨年の夏もBIS、主要

国の中央銀行総裁の会合が東京で行われまして、そこで会合をいたしました。そのほかにも、内外の金融機関のトップの方々とか、やはり銀行の中でするよりもあつた場所です。お話し合つて、お互いに心を開いて話し合う、あるいは少数の会議を開くといったような意味では、地理的に国会にも近く、またホテルその他にも近くて便利でございます。

ホテルでやるというのは、私どもとしてはやはり機密の保持その他につきましては懸念がございますので、水川分館につきましては、せつかくの御提言でございますけれども、私どもはこれを有効に使つて、これからの国際的なあるいは金融機関との話し合いの場所に使つてまいりたいというふうに考えております。その辺はよろしく御理解いただきたいと思います。

○益田洋介君 非常に有用な資産であるということとは、私自身も実際に中を見させていただきましてよく理解をしております。しかし、一回処分をして、お借りになつて、そして機能は今のままお使いになられたらいかでしようかというのが私の主張でございます。さらに、昨年十月九日、私は金融問題特別委員会でも同じことを御提言申し上げました。ぜひとも再考いただきたい件でございます。

これに先立つ六月九日、私は行財政改革・税制特別委員会で大蔵大臣にさまざまな質問をいたしました。関東財務局管内に実に六万二千件の資産を所有しているわけでございます。例えば赤坂の水川神社の近く、つまりこれは水川分館の隣でございますが、赤坂六丁目にありますが郵政省の官舎、これは敷地面積四百五十五坪で、わずか十三世帯しか職員が住んでおられない。そして、賃貸料は月額一万八千円。これについては大蔵大臣は私に是正を約束してくださいました。

さらには、千代田区役所の向かい側にあります竹平寮、元陸軍の宿舎、これも時価百五十億円と言われている。そこで、私はこれに先立つ五月二十一日の委員会で大蔵大臣に国有財産の資産の総

点検を依頼いたしましたところ、六月九日の特別委員会で大蔵大臣は、五月二十五日付で各財務局長に行政財産の使用状況の実態調査を報告するようにと文書で通達を出して、ここまで大蔵大臣は努力をしてくださっています。

日銀総裁、日銀も同じように保有資産の使用状況の総点検をしていただきたい。そして、それを当委員会に提出していただきたい。よろしゅうございますか。委員長、よろしゅうございますか。

○参考人(引馬滋君) お答えをいたします。保有資産の状況についての総点検ということでございます。私どもも今回、保有資産の見直しを行ひまして、支店長舎宅の売却あるいは保養所、運動場の全廃というものを決める過程におきましては、保有資産のありようというものを十二分に点検した結果でございます。

こうした不動産以外にも、通常の職員が入っております社宅が遊休化しているものもございまして、こういうものも実はここ一兩年かなり積極的に売却をいたしている実情でございます。そういう意味では、常日ごろから保有資産のあり方としてどういふものが望ましいのかというあたりを十二分に踏まえながら対処しているということでございます。こういう私どもの姿勢というものをぜひとも御理解を賜ればありがたいかなというぐあいにも考えているところでございます。

○益田洋介君 それでは、その調査結果、点検結果を提出していただけますか。

○参考人(引馬滋君) 先生御発言の御趣旨を十分踏まえまして、対応につきましてはよく考えさせていただきます。いづうぐあいに思ひます。

○益田洋介君 考えるだけじゃだめですよ。これだけ国の財政が逼迫している状態なんだから、もっと国民に対して真摯な対応をしていただきたい。よろしいですか、調査結果の提出。

○参考人(引馬滋君) 先生御発言の国民に対する真摯な対応というのはまさに私どもも十二分に肝に銘じているところでございまして、十分先生の

御発言の御趣旨を踏まえて検討させていただきたいというぐあいに思ひます。

○益田洋介君 昨年十二月十五日でございます。東京地方裁判所は日銀の元営業局証券課長であった吉沢保幸被告に対して判決公判を行った結果、懲役二年六カ月の実刑、執行猶予が三年ついておりますが、追徴金四百三十二万円という判決が下された。これについては、前回、総裁の御意見を伺ったところでございますが、この方は興業銀行それから三和銀行に対して、日銀内部の金融調節に対する短期金利の誘導といったことについて内部情報を漏らした、それが便宜供与に値するとい

う判断が下されたわけでございます。八十七回両行から接待を受けていた。この吉沢さんが逮捕された責任をとつて松下総裁が辞任されました。松下総裁は接待汚職の引責辞任をしたわけでございますが、このときに退職金を三千四百五十万円もらつてゐる。さらには、一身上の理由で任期途中で辞任いたしました福井俊彦副総裁は六百六十万円を受け取つてゐる。引責辞任をした幹部がこれだけ高額な退職金をもらつていいとお考えですか、総裁。

○参考人(遠水優君) 今、松下総裁のお話をされましたが、松下総裁は接待をめぐる事件の責任をとつてみずから辞任されたわけでございます。吉沢君のことだけでなくて、そういった問題を起したことに付いて、あるいはそういう指導をしてきたことについての監督者の責任をとつたわけでございます。私どもとしては退職金の返還あるいはそれ以上のことは対応をする必要はないと考えております。

○益田洋介君 この辺が一般の国民の方にとつては非常にわかりにくい日銀の姿勢なんですよ。去年の四月に新日銀法が施行されましたけれども、あの精神にのつとつたお考えじゃないじゃないですか。違いますか。三千四百五十万、六千六百六十万というような退職金を引責辞任した幹部が受け取つていいと国民は納得すると思ひますか、総裁。

○参考人(遠水優君) 益田委員の御主張もわからないわけではございませんけれども、松下総裁及び福井副総裁はいずれもかなり厳しい中で日銀法の改正等について非常に大きな貢献をなさつて、それが一段落したところで旧法のもとで引退していかれたわけでございますが、私どもとしてはこれはそれなりの御貢献に対する報いる気持ちをおわしたいというふうに思つております。

○益田洋介君 私はこれは再考していただきたいと思ひます。企業の場合、引責辞任すればそんなことじゃ済みませんよ、仮に貢献していたとしても。

長銀の前会長が七億八千万円という退職金をもらつてやめた。そのときは引責じゃなかった。しかし、後に、数々の露見した不祥事が起こつていたのは実際頭取の時代、会長の時代であつたというところで、マスコミ等々は今この七億八千万円という退職金は返してらうべきじゃないか、そういう議論がほうふつとしております。若聞聞ところによれば、もう既に現金は残つていないので所有されている東京の自宅を処分される御意向であるというふうに向つております。こういう考えの方が私は国民の納得がいくと思ひます。いかがですか。

○参考人(遠水優君) 私は今おっしゃったケースはよく存じませんが、松下前総裁は辞任というところで十分の責任をおとりましたというふうに考えていいと思つております。

○益田洋介君 押し問答していても始まらないのできょうはこれで終わりにしますが、ぜひともこれは再考をお願いしたい。私は次の機会にまた新たな観点から総裁にお願いするつもりでございます。

こういうことばかりにかわつていてもしょうがないので、多少はアカデミックなお話も伺わせていただきたいと思います。

先ほど他の同僚議員が質問をされると言つて途中でやめになつてしまひましたけれども、機関投資家が日銀に対して信用度がナンバーワンの運

用相手だと、米系あるいは欧州系を合わせて、特に短期金融市場でそういう認識を持ち始めている。日銀発行の手形の売りオペの残高が一月十日現在で二十一兆円強だと。そして、マネーの供給源でございす日銀が資金を市場から吸い上げていくわけがございすから、その背景にはマーケットに対する信用収縮がある、そういうふうな認識が持たれているところとございす。

先ほど来、国債増発による長期金利の上昇が非常に懸念されているんだということで、その金利上昇を抑えるために日銀は国債を買うべきであるという議論が今ほうふつとしてございす。特にマサチューセッツ工科大学のクルーグマン教授はイギリスのファイナンシャル・タイムズ紙上でそのことを強く主張してございす。

総裁はこの考え方には反対のようございす。一方、また昨日の債券市場では、自民党内で日銀の国債引き受け論が強まってきたという報道が裏目に出て債券の売り材料になっている。総裁の御意見は、財政の規律が失われる、それが一段の国債の格付の低下につながるんだと、こういうふうな御議論でございす。一方で三和総合研究所の嶋中雄二主席研究員の方は、まず段階的にもう一段の短期金利の低目誘導をすべきであり、続いて既発の国債の買いオペの拡大をし、最後の手段として新発の国債の引き受けを日銀が行うべきであると、このような主張をされているところは皆さん御存じだと思ひます。

ところが、一たん日銀が引き受けを始めると今度は歯止めがきかなくなるんじゃないかという懸念がありまして、ですからやめるときには今度は引き締め効果が非常に強力に働くので、減税と同じように継続を迫られてしまうんじゃないかという懸念があるので、時限立法でしかも引受額に上限を設けてオペレートしてどうかということ、これは三日付のイギリスのファイナンシャル・タイムズにも提言されてございす。例えば、具体的には二年間の限定で五兆円程度の引き受け、これをなされたらいかがだと。さらには、日

本ばかりでなく、今言ったイギリスのファイナンシャル・タイムズもそうですが、アメリカのルービン財務長官も、アメリカだけが世界経済の牽引車の役割を続けることはもうできないから日本にもぜひそうしたドラッグチックなアクションをとってもらいたい、そういうことがありまして。

そしてまた、長期金利の上昇が続きますれば円高と株安が今の悪い景気をさらに悪化させる懸念がある、そうしたリスクを懸念する声も海外から聞こえてまいります。この点、いかがでしょう、総裁。

○委員長(勝木健司君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、西田吉宏君が委員を辞任され、その補欠として加納時男君が選任されました。

○参考人(遠水優君) この時点で日本銀行が国債を引き受けるといふことは私も全く考えておりません。これは財政法、日銀法でも禁止されているわけがございすし、どこの中央銀行もそういうことはいましてございせん。一度こういふことが決まってしまうと、財政の節度もございすし、引き受けといふのは時限を決めて途中でやめるといふようなことはなかなかできにくいことではなからうかと、私どものこれまでの体験から思ひます。したがって、中央銀行による国債の引き受けは私どもとしては選好肢にはなり得ないといふふうに考えてございす。

金融の調節につきましましては、御指摘の日銀のバランスシートの資産負債額が膨らんでいるとか、あるいは市中から買った質が落ちていくとかいふような記事や御批判をされる方がございすけれども、昨年ふえました総資産といふのは、レポオペといったような長期の買いオペをやつて、それを引き締めるときは売り出し手形を出して引き締めていくといったようなことが影響しまして総資産がふえてございすけれども、ここへ来て減り始めてございす。

それに、今後考えられますことは、CPなどが市場に売れていくこともございすし、FBなどが四月から公募入札を控えて、私どもも今二十数兆持っておりますけれども、こういうものをそれこそ市場でいつでも売却して内外の円に対して投資をする、あるいは決済をするときに必要な資産として買おうという人たちに對してよき玉を与えていくといふことが円を国際化していくファーストステップであるといふふうに考えてございす。そういう資産を使いながら売買をしていくことによつて、これまでのように全体の資産負債の総額が膨らんでいくといふようなことは起こらないと思ひます。

それから、国債の買い切りオペにつきましましては、従来から銀行券がふえていくのに対応して買い切りオペの残高をふやしてございす。この方針は今後も続けてまいりたいと思ひます。この方針で、今持っている長期国債を減らしていくといふふうにはならないと思ひます。これからの短期の金融調節につきましましては、私どもは引き続き経済活動をしっかりと支えていく観点から、CPオペとかレポオペとかあるいは短期の金融調節手段を駆使しながら思い切つた金融緩和とスタンスをとつてまいりつてございすので、その辺のところはそういう調節で十分効果を果たしていくものと思ひます。

○益田洋介君 私は、財政法の五条だとか日銀法の三十四条に禁止される引き受けをしてくださいといふふうにお願ひしているわけじゃなくて、今時限立法で引受額に上限を設けた、そうした条件つきの実施といふのを検討されてはどうか、このように提言させていただいてはどうかと思ひます。

二月一日、旧住専問題で住専管理機構と住友銀行の間で行われていた訴訟の和解が成立いたしました。これは紹介融資、最近ばかり聞かなくなりましたが、融資案件を住専に紹介して見返りに銀行は協力預金などを得ながら、焦げついたら知らぬ顔をしていたと。住専の中坊社長は、銀行には

高い倫理性が求められているということは周知の事実であるからとんでもない不正な取引行為だ、そういうことで責任を追及し、本来非公開のはずの弁論準備手続を公開させてまで訴訟を進行させようとしていた。

この問題について、銀行のモラルハザードといふことだと思ひますけれども、一般論で結構でございす。また住友銀行だけじゃなくて、こうした今回の和解が賠償訴訟において、これは判例がないのでございす。紹介融資に対することといふのは、しかし、和解といつても事実的な判例となるわけがございす。こうしたことに對して、日銀の、中央銀行の総裁として、中坊社長の主張が通つた形になりましたが、どのような御所見をお持ちかお聞かせいただいて、私の質問を終わります。

○参考人(遠水優君) この件につきましては、特別コメントをすることもできませんけれども、銀行については一般の高い信託が保たれていかなければいけないといふことは基本的なこととございすので、その点は十分踏まえて今後の銀行対策を考えていきたいと思ひます。

○益田洋介君 ありがとうございます。

○委員長(勝木健司君) 本件に対する残余の質疑は午後二時に譲ることといたします。

○委員長(勝木健司君) 平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院大蔵委員長村井仁君から趣旨説明を聴取いたします。村井大蔵委員長。

○衆議院議員(村井仁君) ただいま議題となりました平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、去る二日、衆議院大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

御承知のように、望ましい水田利用形態に可能な限り誘導する見地から、稲作転換を行う者等に対し政府等から緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等を交付することとしたしておりますが、本案は、平成十年度の同補助金等に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、おおむね次のような特例措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金等のうち個人が交付を受けるものについては、これを一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等はその収入を得るために支出した金額とみなし、また農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には圧縮記帳の特例を認めることとしております。

なお、本案による国税の減収額は平成十年度において約三億円と見込まれるのでありまして、衆議院大蔵委員会におきましては、本案の提出を決定するに際しまして内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上が本案の趣旨とその概要であります。何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(勝木健司君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

質疑、討論も別にないようですから、これより直ちに採決に入ります。

平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(勝木健司君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(勝木健司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時四十五分まで休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後一時四十五分開会

○委員長(勝木健司君) ただいまから財政・金融委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、脇雅史君が委員を辞任され、その補欠として岸宏一君が選任されました。

○委員長(勝木健司君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について、休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございます。

午前中、景気の認識については総裁から伺ったわけですが、そこでは企業金融については少し緩和されたかなというお話がありました。その他については、大体一月の金融経済月報で示されておりますように、総括的には依然として厳しいということだったと思います。

要するに、つづめて言えば、今の不況を私たちは消費大不況と言っておりますが、消費大不況の実態というのは依然として深刻で、金融機関の貸し渋りもなくなる兆しはない、むしろ依然として続くという評価をしておられますし、それからまた国民の将来不安についても高い状態のままだということで、将来その不安がなくなるようにしていかなければいかぬということが記されておりますが、それはそのとおりだろうと思うんで

す。

今、私たちはこの消費大不況に対して何をしなければならぬのかということ、昨年来ずっと政府に対しても強く要求してまいりましたのは、消費税の増税、九兆円の負担増で国民に負担をかけておる今の実態をまず改めなければいかぬ、つまり個人消費にウエートを置いた対策をとらなければいかぬということ、要求してまいりました。

政府としての対策は今年度の予算にもあらわれておるんですけども、結局は公共事業中心という従来型になっております。それでも口に出して言われるのは、ともかく何でもありの対策だということでございます。ただ、私たちが要求しております消費税を三％に戻せという消費税減税についてはやらない、その他は何でもあり、そういう対策になってきております。

日銀として景気対策でなし得ることというのは行政当局とは違うものであることは当然なんですけれども、私は、ここでやらなければいかぬのは、日銀として今何をなし得るのか、何をしなければならぬのかということ、それから大事なことは何を今しかならぬのかということ、これははっきりさせていくことだというふうに考えます。

それでは、まずやるべきことは何だということなんですけれども、残念ながらかなり後ろ向きになってしまふ。ともかく国民の信頼を回復すること、これが第一じゃないかなと思うんです。国民の不安を取り消すといっても、政府、日銀、金融・通貨当局に信頼がなければこれは何にもならないわけで、その信頼が今ある意味では地に落ちていっているといえますか、大変な状況になっております。

今週の月曜日に衆議院で日債銀をめぐる問題が議論されました。総裁も参考人としてそこに御出席になつておられていろいろと答弁もしておられるわけですが、そこでの問題は、要するに日債銀に対する公的資金の注入、特に昨年の三月、佐々波委員会における議論、そこに提出され

た資料をめぐる問題でありました。

どういふことかといいますと、一昨年の日債銀に対する、日銀でいえば八百億円の優先株の購入、その他の公的資金を合わせて、二千数百億になるわけですが、それをめぐって大蔵省は日債銀に対する査定を行った。そうすると、日債銀から自己査定として出されておる不良債権七千億円というのは到底そんなものじゃない、大蔵省は一兆一千二百四十億あるという査定を行った。そういう事実がありながら、昨年三月の佐々波委員会にはそのことが報告されないで、大蔵省が調査したということは報告されないで、日債銀の自己査定七千億円という数字だけが出て、それが審議の対象になり、そのまま公的資金の注入六百億というものが決められていったということの過程なんです。

そこで、一体どこに、だれに責任があるんだということが衆議院では議論されております。そのことを伺いたいんですけれども、余り時間がありませんので、この点については一つだけ伺っておきたいなというふうに思うんです。

というのは、月曜日に行われた衆議院予算委員会が預金保険機構理事長松田参考人が答えているわけですが、要するに一昨年九月に大蔵省が出した検査の結果は、その資料は佐々波委員会に出されなかった。そこで、その場で「検査や審査の権限を過去にお持ちで、実際にやってもらって、検査官もたくさんおられる大蔵省と日本銀行に、こう出してきた数値の信憑性について至急お調べいただきたい、その結果をメンバーである日銀総裁と大蔵大臣からお答えいただきたい、それによって審査会としてはさらに審議を進めましょう、こういうことでやった経過でございます。」という証言がございます。

そこで、総裁にお伺いしますが、日銀はこれにこたえて新たな調査を行って佐々波委員会に提出されたんでしょうか。

○参考人(遠水優君) 昨年の三月五日から九日までの間に私どもの方と大蔵省で日債銀からのライ

ンシートなどをもとにして調査をいたしました結果、債務超過でもないし、特に問題ないということと報告したはでございませう。

○池田幹幸君 三月の佐々波委員会ではそうなんでも、その後さらに調査をして出してくださいという依頼にはおこたえになつたんですか。この委員会で調査をして、さらに資料を提出していただいたことを言われて、大蔵省は提出しなかつたそうなんです。これははつきりしております。日銀は提出なさいましたでしょうか。

○参考人(小畑義治君) お答え申し上げます。日本銀行も特段その後も資料を提出したということはないです。

○池田幹幸君 ということは、日銀としての立場ははつきりしないんですが、大蔵省は当然のことながら自己査定七千億、大蔵省自身の査定は一兆一千二百四十億、知つておりますね。日銀はそのとき、実際の不良債権、それが七千億だということに認識していたのか、それとも大蔵省と同じように、そんなものじゃない、一兆一千二百四十億あるんだというふうに認識しておられたんですか、どちらでしょうか。

○参考人(小畑義治君) お答え申し上げます。結論から申し上げますと、私どもは第三分類は約七千億程度という認識で、去年の十二月十三日、日債銀が特別公的管理銀行に移行しました時点で監督庁が第三分類は一兆一千二百億余りという数字を発表されたわけでございます。私どもはその時点まで第三分類は約七千億円という認識で来ております。

○池田幹幸君 午前中の浅尾委員の質問の中にもあったんですけれども、結局この八百億というのは、株価査定は恐らくゼロになるだろう、だからもう戻つてこないだろうというお話がありました。そうなるだろうと私も思います。

そうしますと、この八百億を失つたということ、日銀の責任はそれだけじゃないんですね。日銀もそういうことで優先株を八百億引き受けるということをやったがゆえに、日債銀の不良債権は

七千億だということを信じて民間銀行も奉加帳に求めに応じて金を出したということでしょう。そういうことから考えると、日銀の責任というのは極めて重いというふうに私は思うんです。

特に、今お聞きして、去年の十二月までそれを知らなかつたというのはどういうことですか。日銀独自の査定、これはできるんですからね、ほかの民間銀行と違つて。また実際やつていくわけですから。本当にそれを知らなかつたんですか。七千億しかないと本当に信じていたんですか。

○参考人(小畑義治君) 私ども実は日本債券信用銀行に審査に入りましたのが平成七年二月でございます。一昨年の四月、日債銀が思い切つたリストラ、再建計画を出しました直後に大蔵省検査が入りまして、去年の一斉審査でも大蔵省検査が入つたということでございまして、私どもは審査につきましたのは平成七年二月以降実施いたしておらないわけでございます。

私どもは、もう一つ、そういう審査以降のフォローアップといつたしましては、日本債券信用銀行からいろいろ経営関連指標の計数を徴求する、特に関連ノンバンク等の不良債権処理の計数とかその進捗状況あるいは金融債等の調達状況を含みます資金繰り状況等、私どもはそういうモニタリングをオフサイトモニタリングと呼んでおりますけれども、そういうオフサイトモニタリングによつて日債銀の要するに経営内容、業況を注意深くフォローしてきたところでございます。

実際に再建計画発表後も景気が悪化傾向をたどつておりましたし、株価も軟弱でございましたので、日債銀自体の資産内容は平成七年二月に実施いたしましたときの資産内容よりも、例えば処理すべき不良債権は増加傾向にあるという認識自体は持つておりましたし、有価証券の含み損も増加傾向にあるという認識は持つておりましたけれども、平成九年四月の思い切つたリストラ、あるいは昨年のいわゆる佐々波委員会の公的資本の注入に当たりましての私どもの判断というのは、その時点では債務超過ではないという認識を持つて

おつたわけでございます。この点は日本債券信用銀行からの自己査定に基づきます私どものチェックもございまして、報告も受けておつたところでございませう。大蔵省自体も再建計画から去年のいわゆる佐々波委員会による公的資本注入に至るまでそういう債務超過でないという認識は共有していた、要するにそういう経緯だということで御理解いただきたいと思います。

○池田幹幸君 結局、九五年の段階で調べた。その後、経営内容は悪くなったろうけれども、債務超過まで行つていなかったらうと思つておつた。そうはおつしやつても、昨年の三月に佐々波委員会でも改めて調査していただいたよ、そして改めて資料を出していただいたよと言われたにもかかわらず、しなかつたわけですね。しなかつたから調査資料も出さなかつた。私、最初に申し上げたんですが、国民の信頼が地に落ちているというのはこういう態度が問題なんです。やるべきことをやらない。それで、債務超過じゃないと信じて、八百億円投入は、はい、オーケー。こういうことをやる態度では到底国民の信頼は回復できないんじゃないかなというふうに思ふんです。

ともかく、これはかりやつておれませんか。こういつたことではだめなんぞ、本当に国民の信頼を勝ち取らうと思ふという態度を改めていただかなければいけないというふうに思ふんです。さて、報告書についての質疑に入つていきたいと思ふんですけれども、まず午前中の質疑にもありました国債の直接引き受け等を含みます問題で、その前に、調整インフレ論というのが昨年来ずつと出てまいりました。

この調整インフレ論については、ともかく物価を引き上げて通貨供給量をふやしてやつていこうというところで、国民の預金が当然目減りもしてまいります。私たち日本共産党は当然こういつたことには反対でございます。そういう立場をとつておるわけですが、幸いにして日銀の報告書もその点については明確に書いておられて、一人の反対もなく調整インフレ論については受け入れるこ

とができないとの判断、これは共有されたというふうに書かれております。その点では非常に安心なんですけれども、先ほどから論議されているのは調整インフレ論の最も悪態として出てくるであろう国債の日銀引き受け、この問題なんです。

総裁は明確に否定されたのでそれはそれでいいんですが、ただ一般的な状況の中ではそれは言えるんですけれども、非常に心配なのは、与党である自民党の中でこれが具体的に検討されているというところが一つ。それから、昨日の報道にありましてけれども、自民党の加藤前幹事長が国際会議でアメリカのルービン財務長官に会つて、そこで要請といひますか希望といひますか、そういうことを言われたという報道があるんです。要するに、国債の日銀引き受けをできるようにしてくれ、デフレスパイラルのおそれがあるの何となくそういう方向でやつてもらえたらありがたいということを言われたというのをわざわざ総理大臣に報告されたというんです。

このことを考えますと、ともかくアメリカに弱い自民党政府、大體言ひなりになる、そういう歴史がずっとあるわけですし、しかも自分たちのやりたいことを外圧を利用してやろうという手法も自民党はとつてきておられる。そういう中で、圧力がますます強まってくるだろうと私は思ふんです。総裁に対する圧力も強まるだろうと思ふんです。

そういう中で、先ほどは憎まれてもそんなことはやらないとおつしやつたんですけれども、本当に自民党政府の圧力があつても断固としてはねのけるんだという強い決意を改めてお伺ひしたいなと私は思ひます。

○参考人(遠水優君) 私はルービンがダボスで何を話したのか知りませんけれども、私の感じでは、アメリカは一切認めておりませんから、ルービンがそういうことを言うのはちよつと想像しにくいんです。どういふ会話があつたのか、その辺は承知しておりませんが、いづれにしましても日

本銀行としては国債を新規に引き受けるということとは全く考えておりませんし、やるつもりはございません。

御承知のように、財政法、日銀法でも引き受けは禁止されておりますし、先ほど申し上げましたが、中央銀行が一国の国債を引き受けるということとはその国の財政節度を失うことになりまして、また悪性のインフレを招くということは今までの私どもの苦い経験で代々語り継がれてもおりますし、私も自身も見てきたところでございます。

そうやってまいりますと、国と中央銀行いずれも内外から信託を失うということはもう明らかだと思っております。国債の格付が引き下げられるぐらいいのことで済めばいいかもしれませんが、それとも、そんなことも今この時期に行われるとえらいことになるというふうに思っております。長期金利もこういうことがあるとむしろ上昇していくと思っております。まず主要国では国債の引き受けというのは大体禁止されております。

今度のユーロのヨーロッパセントラルバンクにおいてもこれは禁じているわけですし、そうした考えを今なぜ日本がやらなきゃならないのか。そのほかの調整手段でこれからの金融調節についてできるだけのことをしてまいりたいと思っておりますから、今私どもとしては国債の引き受けということは選択肢とはなり得ないというふうに強く考えております。

○池田幹幸君 そういうことで買っていただいたというふうに思います。

次に、短期資金の規制の問題について伺いたいと思っております。

一昨秋のアジア通貨危機以来、短期資金の急激な導入それから流出、これが極めて重大な問題だということについては国際的に論議されてまいりました。特に最大の被害者でありましたアジア諸国の中でマレーシアのマハティール首相が提唱して、短期資金の規制をやらうじゃないかということが言われて、最初はかなり反感も買ったよう

ですけれども、最近ではそれが一つの国際的な潮流

流になってきておるといふふうに私は考えます。

昨秋以来の動きを見てみましても、十月にはG7で一定の宣言がなされたし、十一月にAPBEMの会議でも、それぞれ強弱はございますけれども、何らかの規制の方向ということがこの中で打ち出されてきております。

この報告とは別に、大蔵省の外郭団体国際金融情報センターというのがありますけれども、そこでファイナンシャル・レビューというのを出版しております。それから、ちょうど同じころにOECDの日本経済レポート98というのも出されました。それぞれ見てみますと、今度の短期資金の規制の問題についての今申し上げましたような国際的な流れを肯定すると同時に、やはりこの中で日本の責任というものについて、そういう言葉は使っておりませんが、日本の責任というものについても一定の方向を示す動きが出てきておるんじゃないか。

そこで、まず総裁に伺いたいんですけれども、短期資金、特にヘッジファンド、これに対して何らかの規制、これは日本だけではできませんが、国際的に協力してこういう規制を進めていく、日本だけでもできる面もあるんですけれども、そういう方向を追求すべきだと思っておりますが、それについてのお考えを伺いたいと思っております。

○参考人(遠水優君) 新興市場国で通貨・経済危機に際して短期資本の急激な移動が相場変動などを大きく増幅させたといった面があることは事実でございますし、そういうものをどうやって規制しようかというのは国際通貨の諸会議でも再三話題になっておりますことも事実でございます。

しかし、私どもの考え方あるいは経験からいいますと、自由な資本市場の資本の移動というものが世界経済の発展にいかにか大きな貢献を果たしてきたかということはこれもまた事実でございますし、大切にしていかなきゃならないことだといふふうに思っております。

短期的資本の規制ということとは必ず長期の規制

につながっていくんですね。例えばデリバティブとか短期金融取引というようなものがしばしば長期資本取引のヘッジに使われていく、そうすれば長期資本の結果としては規制したことになっていくわけですね。こういうふうには、せっかく自由化されてきて資本の流れが世界じゅうを自由に移動できるというふうなグローバルなマーケットになつてきているときに、一方的な短資規制といったようなものが健全な資本取引全般を阻害していくことを私どもは非常に恐れるところでございます。

こうしたことを踏まえまして、私どもとしてそれじゃ何ができるかと聞かれるならば、最も重要なことは、やはり各国が適切なマクロ政策、ブルードンズ、信用秩序の維持、この政策を実行していくことを通じて、それは生ぬるい、間接的であるかもしれないけれども、結局これが物を言うのであって、その上で国際的な資本移動に関しましては各国が適切なマクロ政策を奨励できるような基礎的なデータを整備していく、それが優先的な課題になるのではないかと今ふうに考えております。

そうした枠組みのもとで、ヘッジファンドなどの国際的な投資機関などに関連しては、そういう機関投資家に資金を供給する金融機関がどういいう健全性、資産負債を持っておるのかといったようなモニタリングが十分行われていくということが大切なことではないかというふうに考えております。

○池田幹幸君 今のお答えは昨年から総裁のお答えと全く変わっていないのいろいろと私も勉強させていたいたしておりますが、十二月半ばに宮澤大蔵大臣が、ことしの二月にG7に持っていくという日本案について話されたことがあるんですね。それは少し総裁のお立場とは違うだろうと思っております。そういうところで若干の変化でもあったのかなと思いましたが、全く同じお答えでした。

ただ、今おっしゃいましたように、それぞれの

国における信用秩序の維持ということに努めなければならぬのだ、それはそのとおりだと思っておりますが、しかし例のアジア経済危機もアジア諸国がひどい目に遭った、途上国が。日本はちょっと枠の外にあるような感じですけれども、そうじゃないんです。

実際に、先ほど申し上げました国際金融情報センターのことしの一月に出された調査を見ましても、ヘッジファンドの財源、これがまさに日本の円を介してやられているということが出ています。いわゆる円キャリートレードという形で、要するに金利の低い円を調達してドルにかえて投資しまくった、こういうことが報告でなされております。そのおかげで今度はロシアでおかしななつたとかそうなつてくると、危ないものだから、金を貸しておる外資系の銀行とか日系の銀行が資金を返せというところで出てきたので、ヘッジファンドは返さなきゃいかぬということでもた円を調達したので円が急激に上がった、こう言われております。これが昨年の夏から秋にかけての円の急騰ということであつたと思っております。

そういう点では、日本経済もこのおかげで輸出がぐっとまた落ち込んだということでも大きな影響を受けているわけです。だから、一国の信用秩序の維持ということを図る上でも、そういうことを考える上でもこの規制というのは大事になつてくるし、もう詳しいことを申し上げませんが、少なくとも宮澤大蔵大臣は、今おっしゃったように短期資金の規制が長期資金の規制につながるおそれはあるけれども、しかしそれは遮断できるんだ、そういうおそれと遮断しつづける短期資金規制をやらなければいかぬのじゃないかというのを提起して、今度G7で提起なさるのかどうか、そういう報道もあるわけですが、私はやはりこの点ではこういう方向をとるべきじゃないかなというふうに思っています。日債銀の投資では大蔵省の言いなりになつて十分な調査もなさなかつたという感じですから、こういう点ではむしろ大蔵省の提案にも耳を傾けられたらどうかというふうに私

は思います。

あと一問だけ別の問題を伺っておきたいんです。

これはいわゆる企業金融の問題ですけれども、臨時貸出制度というのをつくられました。これは要するに貸し渋りを受けておる企業に対して資金の供給を潤沢にしていこうという考えのもとにやられておると思うんです。

ただ、私は、これを考える上で非常に大事なことは、通常の段階でこういうことをやるのであればいいんですけれども、今貸し渋りが盛んにやられておる、貸し渋りが一般的にやられておるものと、それを何とかしなければいかぬという状況であるときには少し違ふんじゃないかなという気持ちを持っています。

というのは、この対策は貸し渋りをやらないで貸し付けをふやしたところにインセンティブを与えよう、要するに誘導してもっとお金を貸すようにしてあげようという対策です。貸し渋りをやっている銀行に対しては効果がありません。そうでしょう。これは今の時点ではむしろ、自己資本を注入しても貸し渋りはなくならなかったわけですから、だから今問題は貸し渋りをやっている銀行の行為にある、ビヘービアにあるわけです。ここに着目しなければならぬときに、していない銀行にもう少し金を貸してやろうじゃないかということをやるといのはちょっと逆じゃないかなと思うんです。

やはり今、日銀として何がなし得るかということとをちゃんと考えなければいけません。頭を使わなければいけないと思いますが、そういったところにはペナルティ的なことも考えられます。要するに、銀行に金を貸すのは日銀なんですから、貸す方が強いんですから。そういう立場で一定の対策ということをお考えになるべきじゃないかと思うんですが、総裁、いかがでしょうか。

○参考人(遠水優君) 昨年の十一月に発表いたしました三つの貸し渋り対策といいますが、企業金融への日銀の直接支援といいますが、その対策の

うちの第二が今御指摘の臨時貸出制度で、銀行への貸し出しは原則としてやっていなかったわけですから、それを再開したわけですね。これはうちの取引先すべてについて手を挙げてもらおうということなんですけれども、十二月と一月と二回いたしまして、これまでの実績ですと貸出先は七十行、貸出残高は合計で約一兆円ということになっております。こういうことで、企業金融の逼迫はかなり緩和されてきているというふうに私も思っております。

今御指摘の中小企業についてでございますけれども、昨年十一月に発表しました措置のうち、臨時貸出制度というのは中小企業に対してのみならず、金融緩和になつておるというふうにも思っております。それは大手金融機関だけではなくて、全国の日本銀行の本支店を通じて中小金融機関にも幅広くこれを適用したということでございますし、それから中小金融機関の担保力も配慮いたしまして、日本銀行が適格と認める民間企業債務に限らず、国債を担保として認めるというところで、そういう工夫をしております。一〇〇％国債でもいいわけですね。実際、この臨時貸出制度というのは中小金融機関に幅広く利用されておりますし、中小企業金融の面でも相応の効果が上がっていると考えております。

私も金融機関の合理化、リストラ、そしてまた再編、不良資産の償却、そういういった合理化を促進させ、これは大中小すべての金融機関について同じことだと思っております。健全性とか採算性ということとは当然問題になってくるわけですが、そういうことをやりながら片方で今の中小企業などで困つておるところには貸し渋りが起こらないようにするという、この二つのいわば二律背反のようなことを同時にやっていくというのは非常に難しい局面であることは御理解いただけたらと思うんです。

そういうことをやらせるにもやっぱり銀行が判断して、これはこういうふうな指導していけばこの中小企業が伸びていくということを考えながら

ら貸し出しを進めていくということが必要なんだと思うんです。私は、先ほど申し上げたような点を双方生かしながら合理化、健全性、採算性を考え、同時に中小の金融機関でも、これからどっちの方向へどうやって進んでいくかということを取引先の金融機関が指導しながら金を貸していくということが大切なんだということを考えて、そういう面での効果は上がりつつあるんじゃないかというふうに考えております。

○池田幹幸君 時間がなくなりましたので終わりますが、一言だけ。

今効果を発揮しているんだとおっしゃった。私はこういって貸付制度を悪いと言っているわけじゃないんですが、しかし統計を見ますと中小企業向け貸し出しは四割減っている。十兆円以上減つておるんです。実際、五業態全体としても落つておるんです。ですから、貸し渋りをやっているところが圧倒的多数なんですから、その部分に何らかの手を打たなければいけないんじゃないかという私の提案だということを御理解いただきたいと思ひます。

○三野榮子君 三野榮子でございます。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書等につきまして五点ほど質問をいたします。

まず、年報記載事項の件でございますが、新日銀法に基づいて今国会に提出されました報告書は従来の年次報告書から通貨及び金融の調節に関する報告書と名称が変わりました。これに伴い、報告書の内容も変わります。破綻処理についての説明など金融システムの安定に関する事項等、従前の報告書にあって新しい報告書に盛り込まれていない事項がございます。また、これに加えて、日銀特融、日銀調査など、新日銀法において新たに位置づけが変更または明確化された業務もござい

ます。今回提出されました通貨及び金融の調節に関する報告書に含まれていない今までのこれら

の重要な業務については、新日銀法第五十五条に基づく業務概況書に詳しく報告されると考えていいのでしょうか。その点について伺います。

また、新日銀法第五十五条によりますと、この業務概況書は公表されることになっておりますけれども、その時期はいつごろで、どのような方法で行われるのか、お尋ねいたします。

○参考人(遠水優君) ただいまの三野委員の御質問でございますが、確かに今回の新法による国会への報告は半期報告書でございます。日銀法第五十四条第一項の定めに従って、今回は半年に一回というのは一月から九月までの分をまとめたわけでございます。旧法下の政策委員会年次報告書に記載のありました信用秩序維持に関する業務などは、この報告書には盛り込んでおりません。

しかし、新日銀法では、半期報告書とは別に、年一回業務概況書を作成してそれを公表することというところが五十五条で決められております。信用秩序維持に関する業務とかその他の業務、こういった財務の状況等につきましては、金融政策関連の業務とあわせて昨年の四月から今年の三月までの一年度分を、年度が終わったところで今年度の業務概況書として公表いたします。これは国会には特に出しませんが、一般に公表することになると思っております。これは発表できますことは恐らく五月末ごろではないかと思っております。どうぞそれをよくお読みいただきたいと思ひます。

それから、これらのことにつきましては国会報告には出ておりませんが、毎月私がやっております記者会見その他のいろいろな機会に全般の、今の金融システム関連の話とかあるいは信用機構の話とかそういうものは随時報告させていただいておるつもりでございます。そういうものを必要に応じてごらんいただきます。また場合によっては御注文いただければ、私どもの方で手元にある資料その他御報告できると思ひます。

○三野榮子君 今お話しいただきましたように、資料等をいただける場合はいただきますし、

それからもし必要であればこの財政・金融委員会にお越しいただきまして御説明いただくこともあらうかと思いますが、そのときはまたよろしくお願いいたします。

第二点は、平成九年の日債銀に対する出資のことです。

日銀では、昨年末に国有化されました日債銀に対して、社団法人新金融安定化基金を通じて平成九年に経営再建のための八百億円を出資されております。日債銀の国有化によりましてこの資金は回収が懸念されておりますけれども、日銀としてはどのような見通しを持っておられるか、お伺いたします。

○参考人(小畑義治君) お答え申し上げます。

先生御指摘の新金融安定化基金を經由いたします日債銀に對します私どもの八百億円の出資でございますけれども、昨年十二月、日本債券信用銀行が特別公的管理銀行に移行いたしましたので、現在は預金保険機構が全額その株式を取得しているということでございます。その対価につきましては、今後、金融再生委員会におきます株価算定委員会が決定することになるわけでございますが、御案内のとおり、先般の大蔵省検査におきまして、昨年三月末時点で日本債券信用銀行は債務超過となる見込みだというふうにされておりますことから、私どもの八百億円の出資は結果として毀損され得る事態となったというふうに認識いたしております。

この点につきましては、私ども日本銀行は非常に遺憾に思っているとともに、この痛みを伴います教訓を今後の日本銀行の金融政策運営等に生かしてまいりたいというふうに思っております。

ぜひとも御理解いただきたいのは、この日本債券信用銀行に對します私どもの出資は、当時、現在のような公的資本投入による資本注入とか、あるいは特別公的管理銀行というようなセーフティーネットが十分でなかったわけですが、そのとき、私どもは金融システムの安定、信用秩序のために中央銀行として最後の貸し手の機能を発揮

しなきゃならない、そういう過程で私どもとしてはぎりぎりの判断を選択してきた、そういう結果としてこういうふうになっているということでございますけれども、重ねて私どもは今回のこの教訓を生かして今後とも政策運営に誤りなきを期していきたいというふうに思っております。

○三重野榮子君 大変誠意を持ってお答えくださいます、ありがとうございます。御苦労さまですが、頑張っていたのだと思います。

第三点は、特融と引当金についてお尋ねいたします。

報告書によりますと、平成九年以降増加した日銀特融につきましては、日銀の財務の健全性との関係で細心の注意を払っていき考えが表明されております。特融は預金保険機構の資金援助等を原資とする返済を前提にして、あくまで回収可能と判断されるものに対して実施されながらも、やはり無担保で行われることから、回収の不確実性も勘案して引当金を積みこまされております。

そこで、午前中、浅尾委員の質疑の中でもございましたが、山一証券向けの引当率が二五%、みどり銀行向けが一〇%と異なっている理由につきまして、当時、山一証券の最終処理が明確でなかったけれども、その後、投資者保護基金が整備されたとの答えがあったと理解しております。ところが、この投資者保護基金につきまして、現状は外資系証券会社が参加するものとそれ以外のものと二つが設立されているという予想外の事態となっているところでございます。

このような状況を踏まえて、現時点において山一証券の最終処理は明確で、日銀に引当金以上の損失は生じないと判断されておりますけれども、私は適切な時期に財務の健全性に留意した判断が下されるべきだと考えますが、いかがでございましょうか。

○参考人(引馬滋君) 三重野先生の方から特融に関する引当金を積み御趣旨の御発言がございました。そのとおりでございますが、ただいま数字と

して引当率二五%と一〇%というのがございました。重ねての御説明になってしまいかもわかりませんが、その辺の趣旨をもう一度繰り返しながらお答え申し上げたいと思います。

特融の引当率でございますけれども、当初、これは平成七年年末の時点でございますが、二五%の率を適用いたしていたわけでございますが、平成九年の下半期末からは預金保険制度の対象となります金融機関向けの特融につきまして引当率を一〇%に引き下げたわけでございます。これは先生御案内のとおり、預金保険制度を活用いたしました破綻処理の枠組みというものが預金保険法の数次にわたる改正によりまして公的資金の導入等を含む制度の整備拡充が進められた、こういうことを踏まえて、破綻金融機関に関する処理方針が実施されないリスクというものが従来と比べて減少してきた、こういう判断をしたことが背景であつたわけでございます。

これに對しまして、山一証券向け特融につきましては、数字としては引当率二五%相当額、これを直近の平成十年上期末も適用いたしているわけでございますが、これは山一証券につきましては預金保険制度の対象ではないと。また、この決算処理を行いました当時、山一証券の最終処理がまだ明確になっていないと判断されたこと等々を踏まえまして、引き続き二五%の引当率を適用したということでございます。今後につきましては、期末の時点で特融の残高があるとした場合には、そのときのもろもろの状況を判断いたしまして、決算方針を固める際にいかなる引当率を適用するのか慎重に検討してまいりたいというぐあいに考えております。

○三重野榮子君 期末の状況を見て、また意見がございましたら出させていたいただきたいと思っております。

それでは、第四番目として、国有化銀行の運転資金についてお尋ねをいたします。拓銀の破綻時にはピーク時で二兆七千億円の特融が行われたことが公表されております。昨春秋に

成立した金融再生法に基づいて、現在、長銀と日債銀が従来の破綻処理にかわって国有化されておりますが、預金保険機構を通じて日債銀はそれぞれの銀行に資金繰りに関してどれくらいの規模の支援をしておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○参考人(小畑義治君) お答え申し上げます。

昨日時点でございまして、まず日本長期信用銀行向けが三兆七千億円でございまして、日債銀向けが五千億円。これは先生お話しのとおり、私どもの貸出先は預金保険機構でございます。預金保険機構が長銀に私どもの調達したお金を貸している、そういう流れでございます。

○三重野榮子君 もう少しお伺いしたいんですが、私の時間が余りございませんので、最後の質問にさせていただきます。

中央銀行の使命と情報公開につきまして、この点は総裁にお答えいただければ幸いに存じます。従来からの特融と同様に、これらの預金保険機構を通じて資金繰り支援についても、日銀の財務の健全性との関係で注意が必要であると思っております。日債銀の例を見ましても、政府の要請に従うことだけが中央銀行として最良の選択ではないのではないかと申すわけでございます。日銀の政策が国民から理解されるためにも、これら預金保険機構に対する支援の状況についても、例えばインターネットなど速報性のある方法で逐次情報公開していくことが必要であると思っております。この点に関する御見解をいただきまして、私の質問を終わります。

○参考人(速水優君) 情報公開の重要性につきましては、いわゆる金融政策運営だけでなく、委員の御指摘のように金融システム安定化のための政策、さらには日本銀行の組織運営についてのあり方といったようなことも当然対象となつて情報公開されていくべきものと考えております。

この点はこれまで、重要な政策を決定した際には、決定内容はもちろんのこと、その背後にある考えなども含めて正式に对外公表をし、

国会での御質問等にも、あるいは記者会見の場でも私どもの政策・業務運営の考え方を説明してきましたつもりでございます。特に新法が施行されました昨年四月以降はこの点を強く意識して運営してきたつもりでございます。お尋ねの預金保険機構に対する貸出残高も含めまして、日本銀行のバランスシートの主要項目については今後も定期的に公表してまいりますつもりでございます。

また、情報公開の手段という点では、インターネットを通じて情報提供にも積極的に取り組んでおります。日本銀行が国民やマーケットから信頼を得て政策を運営してまいりますためには、独立性の確保とともに政策運営の透明性を高めていくことが必要であるというふうに認識しております。私どもとしては、今後とも政策に対する幅広い理解を得られますように、アカウンタビリティーの向上に真剣に取り組んでまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○三重野榮子君 どうもありがとうございます。終わります。

○星野朋市君 自由党の星野でございます。

けさほどから現状の景気の認識についてはしばしば質問も出まして、日銀のお考えはある程度わかっているんですが、少し角度を変えた切り口でお聞きをしたいと思っております。

今、日本の経済の現状は果たしていわゆるデフレスパイラルに陥っているのかどうか。昨日、長期金利が急に高騰しまして二・四四％。きょうも、そういうことに嫌気を差して午前中の株価は一万四千円を割ってくる、円は百飛び台になろうかというふうな状態で、ちよっとそういうデフレのおそれがあると思うんですが、日銀はどう認識なさっているか、お答え願いたいと思います。

○参考人(遠水優君) 私どもの景気の現状判断につきましては、けさも申し上げましたが、悪化テンポが徐々に和らいでいるというものでございます。すなわち、公共投資が増加を続けており、生産

の減少テンポも緩やかになっていることは事実でございます。企業金融面でも、政府や日本銀行による各種措置の効果次第にあらわれてきて、ひとところ見られた緊迫感は緩和してきているように思います。しかし、企業や家計のコンフィデンス、将来についての自信や明るさといった面では依然余り変わっておりませんで、慎重なものがあるといのが私どもの判断でございます。このために、景気の悪化は一たん歯止めはかかることが見込まれますけれども、その後景気回復軌道に乗るかどうかが、その展望までは現時点では持ち得ないというのが現状でございます。

物価面を見ましても、消費者物価は総合では、生鮮野菜の値上がりから前年比を見てこのところ上昇しております。一方、生鮮野菜等を除いた基調的な消費者物価を見ますと、ごく小幅の下落がまだ続いております。また、経済の需給ギャップの大きさとか賃金の悪化傾向とか、あるいは昨年以来の円高の進行などを考えますと、現状では物価の安定が損なわれるリスクはインフレ方向ではなく、むしろデフレ方向にあるようにも思われます。

日本銀行はそうしたリスクを十分念頭に置きまして、経済活動をしっかりと下支えする観点から、現在の思い切った金融緩和と基調を維持しているのが現状でございます。

○星野朋市君 政府の一部には、いわゆる景気の胎動が認められるとかという論も出てまいりましたけれども、日銀とすれば全国の支店長会議というのを開催なさって全国の実情をお聞きになつてはいる。ちよっと先月、支店長会議がございましたか。その支店長会議の中でそういうような兆候が見られるような御発言があったかどうか。全般的に、地域的には非常に厳しいところもある、だけれどもこういうところもあるというふうな、いわゆる地域によって差があったかどうか。それで、総合的にはどう御判断なさつたのか。支店長会議というところから日銀の御判断をお願いしたいと思っております。

○参考人(山口素君) 先月下旬に支店長会議を開いたしまして支店長から報告を受けたわけですが、例えども、その際、若干例を申し上げますと、例えば公共工事が着実にふえているというふうな話は各地から聞かれました。個人消費の面で、例えばパソコンでありますとか、いわゆるオーディオビジュアルの機器でありますとか、一部に売れ行きが好調であるとか、あるいはよくなつてきたというふうな話もございました。

ただ、問題は、そういう話がちらほらないではなかつたんですが、もう一方で企業の設備投資マインドはさらに冷え込みつつあるとか、あるいは雇用情勢が悪くなつてきているものもございますから、やっぱり家計においてもなかなか明るい雰囲気になれないのではないかとといった報告も同時にございまして、地方の経済全体としてはやはり厳しい情勢にあるというふうな報告が多かつたように思っています。

そういうことを全部総合いたしますと、結論といたしまして、私どもの経済についての判断はただいま総裁が申し上げたとおりでございます。景気の落ち込みの角度は大分緩やかになつてまいりましたけれども、これで安心というところまではまだ行っていないということでございます。

○星野朋市君 公共投資の増加というのは、これはごく当たり前のことでありまして、通常でも年度末に向かつて公共投資がふえるというのはもう通例でございますから、これは確かに数字上はそういういい方向に向かうということの一つであるけれども、これが実需に、民需に結びつくかどうかというところはちよっと疑問なんです。特にこの予算執行は十五カ月というところで今やつていますけれども、三月過ぎると途端にぐっと減るといふような問題もございしますので、こころなほ注意して見ていただきたいと思います。

それで、問題は、先ほども申し上げましたけれども、この間まではちよっと上がつたけれども一・七八ぐらいの長期金利でおさまつておつた、こう安心をしておつたところが、昨日ぱんと上

りまして二・四四％になつてしまつた。そこへ、タイミングとしていいのかどうか、先ほど来総裁が断固たる決意を示されたので安心しているんですが、いわゆる国債の日銀引き受けというふうなとんでもない話が出てまいりました。

ただ、問題は、先日大蔵省が発表した中期財政展望、これはもう御存じだと思いますけれども、政府の目標が依然としてまだ新しく改定されておられませんので、財政構造を伴ういわゆる経済政策の数字をそのまま引きつづけているわけですね。ですから、構造改革が進めば日本の経済成長は三・五％、そうでなければ一・七五％にとどまる、こういう形の中期展望ではありますけれども、そこにあらわされている数字はたとえ三・五％成長を遂げて国債費が増額をして毎年約三十兆ずつの国債残高がふえていく。そうすると、既に国債残高が四百兆に達するような状態では成長率が上がつても不足分が依然として同じような状態で続くというふうな形の中期展望というのが発表されたわけですね。

現状の国債の消化とあわせて、この中期展望に対して日銀はどんなお考えをお持ちしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○参考人(山口素君) 財政の中期展望そのものは、ただいまも御質問の中でお触れになつておられましたけれども、ある種の前提条件のもとで仮定を幾つか置きながら、この仮定のもとではこうなるであろうという数字をいわば機械的に算出した、そういう性格のものではないかというふうな理解しております。そういう性格のものがそのまま放置されますと、それに伴う効果というのが影響、あるいは副作用というのがあるというわけでございます。それから、それを政策にどういうふうな受けとめて中期的にどういう財政政策を実際に実行なさっていくのか、これは政府それから国会のお仕事になるというふうに理解しております。それで、この財政の中期展望に示されたようないわば機械的な算出の結果が今後数年間にわたる我が国財政の実際の姿だということになりま

すと、それはそれでいわばマイナスの影響の方が大きくなるのではないかなというふうな推察いたしますが、これはあくまでも私の暫定的な評価でございまして、これはもう少しこれはきちんとして分析の上に立って、そういう御質問にきちんとまたお答えさせていただく機会を持ちたいと思います。よろしくお願ひします。

○星野朋市君 確かにそのとおりなんですが、残念ながらこれにかわる数字というのは今できないんです。結局一回つづつたものは改定されるまではそれに縛られちゃうわけですよ。そうすると、今の堺屋経済企画庁長官は恐らく日本の潜在成長力は二％ぐらいと言ってますから、今度変わってくるのはそこら辺だと思いますけれども、それでも今度つづられた一・七五％という成長率、それから弾性値一・一の税収、そういう基本的なところは変わらないんじゃないかと思うんです。そうすると、国債残高がこういう形でどんどん伸びていくという事態は恐らく変わらないんじゃないかと思うんです。この辺は何か抜本的な対策を講ずる、それは政治の世界の問題ですから日銀さんの所管ではないかと思ひますけれども、日銀としてもそれはやっぱり注意深く見ておいていただきたい、こういう要望でございします。

まだいろいろあるんですが、もう一つ、円の国際化の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

御存じのようにユーロができてまして、下手をすれば日本の円はローカルカレンシーに陥ってしまうというおそれがあります。ただ、日本の現在の貿易状況というのを調べてみますと、輸出が年に大体三千数百億ドル、輸入が二千数百億ドルという状態で続いておつて、輸出に占める円建ての比率というのが大体三八％ぐらい、輸入に占める円建ての比率は一六から一八％ぐらい、ここ十年間ぐらいはそれでずっと変わらないんです。そうすると、円がドルに対して十円動く、今の規模で二兆五、六千億円で、マクロで言うと両方が相殺されてしまうという状況が続くわけ

ですけれども、それだけ大きくなった円というのがどうして基軸通貨になり得ないのか。

今までは日本の市場が非常に閉鎖的であつて、円を持った国がそれを運用しようとしてもなかなか思うに任せなかつたという大体御説明だったと思うんです。ところが、日本の市場も完全にヨーロッパ並みになりまして、今度、取引税とか取引所税も廃止される。完全にヨーロッパと同じようなフリーなマーケットになったということ、これは輸出、輸入業者ともどもそういうふうな動向なくちゃいけないと思うんですが、円の割合をもっと高くすることによって為替変動というものをもっと広げなくちゃならない、私は常にそう主張しておるんですけれども、日銀さんとしてはこの円の国際化の問題についてどうお考えか、またどういふような施策をとろうとなさっているのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(黒田蔵君) お答えいたします。

円の国際化の重要性、また最近の政府でおとりになっている諸施策、先生御指摘ございました点が円の国際化の基礎として役立つであろうということにつきまして私は私どもも全く同じ認識でございします。必ずやこうした措置が円の国際化に今後プラスしていくものというふうな考えております。

ただ、円の国際化、これは相手のあることでございしますので、相手にもそれがわかつてもらえないとなかなか進まないということであらうかと思ひます。したがって、今後とも努力を続けていくということによって初めてそうした状況が、先生御指摘の状況が促進、実現されていくものというふうな考えております。

私どもの観点から特に重要と思つておりますことは、これも先生の御指摘と同様でございますが、一に我が国の金融・資本市場を自由で効率的で使い勝手のよいマーケットとすること、また一方におきまして、同時に金融政策運営を含めましてそうした努力を行ひまして経済の健全な発展を

実現し円の信頼感を高めていくというこの二点が基本であらうと考えておりまして、今後ともその方向で努力させていただきたいと考えております。

○星野朋市君 終わります。

○菅川健二君 参議院の会の菅川健二です。

最後です、もうしばらくよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

まず、しばしば御質問にありました当面の景況状況につきましてはお答えいただいたわけでございますけれども、特に最近における長期金利の上昇、そして急激な円高という新たな事態といひますか、新たな変化に対してやはり新たな対応が必要ではないかと思ひます。でございますが、その点はいかがでございましょうか。

○参考人(遠水優君) この長期金利の最近の上昇につきましては、市場では財政赤字の拡大に伴う国債の需給悪化を懸念して国債が売られ始めたというふうな理解が通用しているのではないかと、いうふうに思ひます。ここへ来て市場の不安心理が相場場の不安定な動きを助長しているということもまた一つの原因かもしれません。

円の対ドル相場につきましては、大きな振れを伴いつつ、昨秋以前に比べて依然円高の水準にあると思ひます。これは相手が弱くなれば円は強くなるわけで、不安定な中南米情勢といったようなものがドルの為替相場を動かしていることも否定できないところでございします。最近では国内の長期金利の不安定な動きも多少為替に影響をしているのではないかと、いうふうに思ひます。

こういう中で金融政策の運営でございしますけれども、そうした相場面からの影響も含めて十分考慮に入しながら、国内経済全般がどのように展開していくかを見きわめて対応を検討していかなければならないと考えております。

御指摘のように、長期金利とか為替相場の動きというものは投資や輸出に何らかの影響を与え、面、公共投資が増加を続けるといった動きもござ

います。毎回の金融政策決定会合では、これらを踏まえて景気の動きを全体としての確に判断するように十分な点検を重ねていくと考えてございします。

○菅川健二君 特に過度な円高というのは景気回復、とりわけ輸出産業に大きな打撃を与えるわけでございます。私の郷里の自動車産業のマツダなどは一円円高になりますと二十億円の損失になるという大変な事態に陥るわけでございします。

そこで、一月十二日ごろ一ドルが百十円を割り込みましたときに、巷間、為替介入が行われたやに聞いているわけでございます。現状もそれに近いような状況になりつつあるわけでございします。総裁としては、どの程度の水準が適正といひますか、むしろそれを割り込んではいけないうような御決意があればお話を聞きたいと思ひます。

○参考人(遠水優君) 為替相場のことにつきましては、私の立場で物を申すのは適当でないと思ひますので、これは御勘弁願ひたいと思つております。

○菅川健二君 これまで為替相場への介入については巷間いろいろな形で伝わってくるわけでございますが、明確な形で公表がなされていっていないわけでございます。もとより、事前にそういったことをお知らせするということは無理というのわかるわけでございします。介入後一定期間を経過後に介入の時期なり介入規模について公表するような姿勢が要るんではないかと思ひます。その点はいかがでございしょうか。

○参考人(遠水優君) 為替介入につきましては、これは外国為替資金特別会計が行つておりますので、日銀はその窓口になってやっておるということでございます。事後の公表を含めまして、介入の事実を公表するかどうかというのは所管の大蔵大臣が判断すべきものだと思つております。したがって、コメントは一切差し控えてさせていただきます。

○菅川健二君 金融行政あるいは金融の透明化と

いう観点から大蔵大臣ともよく御協議いただきましたと思います。

これに関連いたしまして、これも大蔵省が主に所管いたしておるわけでございますが、現在二千二百億ドルにも及ぶ外貨準備高があるわけでございます。これにつきましても総額しか発表されてないわけでございます。その運用状況がどうなっておるのか、日銀との保有分担状況がどうなっておるかというところは一切明らかにされてないわけでございます。このため、外貨準備の運用が適正に行われておるか、あるいはその運用におきまして現在米ドルに偏重しておるんじゃないかということが言われておるわけでございまして、ユーロの誕生を機会にひとつユーロもその中に十分セットしていくというような姿勢も要るんじゃないかと思うわけでございまして。

そういった面で、この点につきましても、情報公開について特段の配慮を大蔵当局とともに日銀にもお願いいたしたいと思うわけでございまして、いかがでございましょうか。

○参考人(遠水優君) 外貨準備は総額だけで内訳は発表してないと思いますが、一方で国際間のユーロ委員会ですか、そういうようなところは外貨準備の透明性を出すべきだということなことが議論の一つの課題になっております。そういう委員会での動きが今後どういうふうになっていくかわかりませんが、先般のアジアのときに幾つかの国が外貨準備の内容がわからぬままに非常に混乱が起ったということがございました。そういうこともきかけになると思います。方向としてはそういう方向にあると思います。

もう一つのユーロをもっと使いもつと持つてはどうかというお話につきましては、今まだスタートしたばかりでございますが、当然ユーロの使用度というのは多くなっている、第二の基軸通貨になるであろうと私は個人的に推測しております。今のところ、当面必要な欧州諸通貨のユーロへの切りかえというのは当然起っておるわけでございまして、それ以上にユーロを持つてか

どうかというところは今の時点でも何とも申しかねるところでございます。

○菅川健二君 今の情報公開の点は、ヨーロッパにおきまして一つのそういう前向きな動きと同時に、アメリカにおきましては、既にニューヨーク連銀において為替の介入規模を含めて四半期ごとに大変詳細な数値が発表されるようになっておりますので、ぜひひとつ早急に検討をお願いいたしたいと思っております。

それから次に、日銀の閉鎖体質といいますが、新生日銀になられてから非常にオープンマインドになっておられるのではないかとこの面におきましては大変敬意を表しておるわけでございまして、なお残っておると思われる中で人事の問題、人事の中でも採用の問題があるのではないかとこの面でおきまして。

日銀の内容に詳しい「日銀崩壊」という著書がございまして、この中にも書いてあるわけですが、採用に当たって縁故採用が非常に多いのではないかと書かれておるわけでございまして。大変古いときでございまして、たしか私の同期の連中が日銀を志望したときにそういった縁故採用等についてのうわさがなきにしもあらずだったような状況もあったわけでございますが、いずれにしても事実についてはよくわからないわけでございます。ただ、この本によりまして、いわゆる一般的なペーパーテストは行われていなくて面接だけによっておると。面接というのは、私もいろいろな行政にありましてやったわけでございまして、人によってかなり差が、裁量が出てくるわけでございまして。

そういった面で、採用におきます透明性といいますが、それから公平性ということが重要ではないかと思うわけでございまして、そういった面における採用面の改善といいますが、そういったことについて御見解をお聞かせいたしたいと思っております。

○参考人(引馬滋君) 採用に関する御質問でございますが、私どもの組織に限らず、いかなる組織

にありましてはやはりいい人材を求めるといことが一番大事でございまして、そういう意味では採用というのは大変大切な事であるというぐあいに考えているわけでございまして。

そこで、ただいま先生の方から、日本銀行の採用の關係で、縁故による採用が結構あるんではないかというふうな御話も出てきたわけでございまして、私どもにとりましてはいい人材を何とかより多く採りたいということでございます。したがって、かなりたくさんの方に応募していただいているわけでございまして、文字どおり厳正かつ公正に選考しているということでございます。

その選考でございまして、私どもの選考のやり方は主として面接方式をとっております。職種が総合職、特定職、一般職という形で分かれておりまして、職種によりましてはペーパー試験を行うケースもございまして、例えば総合職のような例でございまして面接試験によって合格するということがございまして。ただし、最終的に合格する人の面接回数というのは七、八回くらいになりまして、か、そういう意味ではかなりふるいにかけられてまいりますので、面接によって主観的な基準で恣意的に判断されるということにはございせん。これは多くの人のスクリーンを経て最終的に公正に選考されていくということではございまして、そういう意味で私どもとしては非常に厳格な採用を行っているということかと思っております。

なお、採用の關係では、今申し上げましたのは新規の採用中心でございまして、いつまでもそういう形に頼つていたのではよりよい中央銀行はなかなかつくれないのでないだろうかというような意識もございまして、私どもかねてより中途採用についてはそれなりに積極的に行ってきたところでございますが、ここに來ましてさらに一歩踏み込んだ形で中途採用、例えばエコノミストあるいは語学専門職等々について公募する形で踏み込んだところでございまして。なるべくいい人材を、というところで私どもとしてはそれなりに工夫して対

応しているというのが実情でございます。

○菅川健二君 ぜひ公平、公正な採用に心がけていただきたいと思います。

最後に、たびたび質問があったわけでございまして、いわゆる日銀特融につきましても慎重な配慮をされておるといふのはわかるわけでございまして、こういった情勢下にあつて幾つかやっぱり焦げつきが出てきておるわけでございまして。日銀のバランスシートが著しく劣化しつつあるんではないかという批判もあるわけでございまして。その点につきまして、最後に総裁の御決意のほどをお聞きいたしたいと思います。

○参考人(遠水優君) 日銀の資産内容が劣化しているんではないかという御懸念、これは一つは資産負債の総額がかなり膨らんでいくということ、それからもう一つは民間の企業金融債務を日銀が買入れるようになっていくということ、それからもう一つは最後の貸し手としてのいわゆるレンダー・オブ・ラスト・リゾート、金融システムを安定化するために日本銀行でなければ金が出ないというときに四つの原則をもって政策委員会にかけて決めておるわけでございまして。けれども、その三つの要因がしばしば劣化を起しているんではないかというふうには言われております。

第一の総額の点につきましては、今まで日銀の持っている資産を市場に売るといふのがなかなか難しかったわけで、特に市場で買われるトレジャリービルといいますが、ファイナンシングビルといいますが、外為証券その他、そういうものが市場内外で買われる資産を日銀が全額引き受けて、金利も安いので市場に売れなかったというのが事実でございますが、そういうものが売れるようになってくる。それから、CPにつきましても、先ほど来議論がございましたように、今かなりのものを日銀が買っておりますけれども、これは売ろうと思えばいつでも市場に売れる、そういうものであること。それから、そういう資産の内容が、市場にいつでも売れる健全性あるいは流動性、そ

してまた中立性といいますが、偏らない、売ろうと思えばそれを使つていつでもオペレーションができるというふうな資産に変わつていけば、今まであったレバレッジオペレーション、レポオペと言つておられますけれども、そういうものが資産にあつたり、その長期の買い入れオペに對して売り出し手形を負債でもって日銀発行の手形を市場に出して短期の資金の吸収を図つたといったようなことはだんだん変わつていくと思うんですね。そういう意味では、私は総額はこれ以上余りふえていかないと思つております。

それから、先ほどのF Bなどがどんだん市場で売買されていくようになりますと、これはオペの對象、オペの玉としても非常に使いやすいついでございますし、決してこれは内容が劣化していつていくものではないと思ひます。各国中央銀行が皆そういうことを、市場で企業の債務のいいものを買つたり売つたりしてオペに使つてゐるわけですから、それは心配することはないと思ひます。十分しっかりした基準を持つて、いいものを買つて、いつでも売れるものを買つていくということをやつていくつもりでございます。

それから三つ目の、レンダー・オブ・ラスト・リゾートと言つておりますが、金融システム安定のためにどうしても日銀が出さざるを得ない。今それは特種と預金保険への貸し付けといった形でかなりの金額が出ておりますけれども、これは今のやうな情勢のもとでは最終的に日銀から出していかなければいけないということになりがちなんです。が、これにつきましては特種は四つの原則を今のところかたかく守つてやつておるつもりでございます。

一つは日銀がここで出さなかつたらシステムリスクにつながつていくということ、出し手としてはもう日銀以外にはないということ、モラルハザードを借りた者に起こさせないということ、それから日銀の資産内容、財務内容が悪化しない、この四つのことをよくチェックして貸しております。

それから、預金保険につきましては、今のところ資金がかなり膨らんでおりますけれども、これにつきましても、預金保険機構は保険料を取つてゐるわけですし、買い取つた資産を売却したりすることもできますし、あるいは市中から入札で資金を借り入れることもできるわけですし、また政府保証の債券を発行することもできるわけであつて、そういった市場から調達した資金でなくては、早く日銀の今のつなぎの融資を返していただくというのを預金保険の方にも大蔵大臣の方にも強くお願い申し上げております。

柳沢さんの金融再生委員会の方にもそういうことはよくお願いをしておるわけでございます。この辺で余り資金が膨らみますと先ほど御懸念がありましたやうな声が出がちでございますので、一時的には少し膨らむことが起こるかもしれませんけれども、今後ともたけ健全性、流動性、そして中立性ということの日銀の資産の三つの原則にしまゐるつもりでございます。

少し長くなりましたが、しかるべくよく御理解いただいて皆様に宣伝していただければありがたいと思ひます。どうぞよろしく願ひします。

○菅川健二君 終わります。

○委員長(勝木健司君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十四分散会

二月二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆)

平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び

法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金の交付を受けた場合及び全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十年度の米需給安定対策に係る事業(農業者の抛出金及び政府から交付を受けた米需給安定対策費から成る資金から米穀の生産調整の実施の態様に応じて補償金を交付する事業をいう。以下同じ。)に基づく補償金の交付を受けた場合には、当該個人の平成十年度の所得税については、その交付を受けた緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金の金額及びその交付を受けた補償金の金額のうち当該個人に係る米需給安定対策費の金額に相当する金額として大蔵省令で定める金額の合計額(以下この条において「補助金等の金額」という。)は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた補助金等の金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金の交付を受けたもの及び全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十年度の米需給安定対策に係る事業に基づく補償金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金の金額及びその受けた補償金の金額のうち当該法人に係る米需給安定対策費の金額に相当する金額として大蔵省令で定める金額の合計額

(次項において「補助金等の金額」という。)をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金及び米需給安定対策に係る事業に基づく補償金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた補助金等の金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込額は、約三億円である。

二月二日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は同日)

一、平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆)